

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(令和元年6月24日)

○ 萩須智之委員長

おはようございます。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。インターネット中継を開始してください。

まず、審査順序に関しまして冒頭にお知らせいたします。付託議案のほかに、総務部、消防本部より協議会の申し入れがございましたので、本日の委員会中に取り扱いたいと考えております。

また、危機管理監より四日市市タイムライン（事前防災行動計画）について、シティプロモーション部より四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会についての報告がございますので、こちらについても本日中に取り扱いたいと思いますので、ご了承願います。

所管事務調査につきまして、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。実施について何かご意見がおありの方は発言をお願いいたします。

なお、休会中の所管事務調査については後ほどお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

一般質問で幾つか総務常任委員会にかかわる所管の部分の議題がありましたが、その中で選挙に関する、投票所であるとか投票率向上、そういう質問が複数ありました。なかなか改選後、速やかにこの問題をやらないと、ついつい風化していくとか忘れてしまうこともあるので、時間をとって少し触っていただければと思います。

具体的には、早川議員から出た各投票所の課題であるとか、あるいは、選挙管理委員会が取り組んでいる投票率向上に関する取り組みの内容、成果、検証。それから、豊田祥司副委員長が幾つか課題を提起したので、この時点で触っておきたいなという提案です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

この選挙についてということで実施してはどうかというご意見がありましたが、実施す

ることとしてよろしいでしょうか。お諮りします。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

承知しました。やらせていただくということでご同意いただきましたので、これを進めさせていただきます。

それでは、これより政策推進部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

佐藤部長、お願いします。

○ 佐藤政策推進部長

皆さん、おはようございます。総務常任委員会、初めてでございますので、よろしくお願いたします。

今回、議案1本だけなんですけれども、新たに北勢沿岸流域下水道の南部処理区のほうの埋め立てのほうが竣功いたしました。そちらのほうの市への区域変更ということでございますので、ひとつよろしくご審議いただきますよう、お願いたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

議案第11号 あらたに生じた土地の確認について

○ 萩須智之委員長

では、議案第11号あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

政策推進部次長の伊藤です。おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第11号あらたに生じた土地の確認につきまして、提出議案参考資料に基

づきましてご説明申し上げたいと思います。

済みません、タブレットのほう、コンテンツ一覧をお開きいただきまして、03、6月定例月議会、04、総務常任委員会の104番の提出議案参考資料を開いていただいて、25分の13ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、三重県が新たな下水道施設用地、先ほど部長がお話ししました北勢沿岸流域下水道南部処理区、南部浄化センターの2期事業になりますけれども、これに伴いまして、四日市市の記載の土地について、大まかに楠中央緑地公園の東側の海岸になりますけれども、こちらの公有水面の埋め立てが認可されたことに伴いまして、地方自治法第9条の5第1項の規定によりまして、新たに生じた土地を確認するというものでございます。

下記に竣功認可の概要を記載しています。(1)に竣功認可の年月日としまして、平成31年3月7日、(2)、竣功認可を受けた者として三重県。埋め立て区域につきましては2カ所に分かれてございまして、①の四日市市楠町吉崎字二之割315番地4から同市楠町吉崎字三之割185番地4に至る間の地先公有水面。それから、もう一カ所、四日市市楠町北五味塚字古江1086番地2の地先公有水面の埋め立てということになってございます。

それぞれの埋め立ての面積ですけれども、①のほうが2万7923.29㎡、それから、②が7432.55㎡、合計としまして3万5355.84㎡となっております。

タブレットのほうを1枚めくっていただきまして、埋め立て区域全体としましては4工区に分かれていまして、①の4工区、それから、②の2工区が今回の議案の対象となっております。

なお、1工区につきましては、平成29年の11月定例月議会において議決をいただいております。また、3工区につきましては、ことし12月に竣功予定ということで、議会に新たに上程をする箇所となっております。

済みません、説明のほうは以上となります。

○ 萩須智之委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

済みません、これは、新たに生じた土地というのは、これ、何で政策推進部なんですかね。何か都市整備部のような気がするんですけど。何かそういう所管のルールってあるんですかね。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

済みません、こちら、公有水面の埋め立てということで、四日市港管理組合も関係してくるということで、政策推進部で今回議案として上げてさせていただいているものがございます。

また、記載にある議案第12号につきましては、当然、新たな土地が生じた場合の町及び字の区域の変更ということも同時になってございますが、こちらのほうにつきましては、市民文化部で、今回、同様に上程をさせていただいているというところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今回、四日市港との兼ね合いがあるから政策推進部で受けてということですかね。そうすると、逆に、四日市市単独とか三重県単独とかいう場合は、政策推進部ではなくて都市整備部になるとか、そういうふうに理解したらいいんでしょうかね。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

済みません、委員のおっしゃるとおりでいいかと思います。今回は、公有水面につきましては港湾管理者の関係がどうしても出てくるということで私ども、四日市港を担当している政策推進部で議案として上程させていただいているというところでございます。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかに。

○ 森川 慎委員

下水道施設用地としてということで書いていただいているんですけど、これ、将来的に

どんなものができるのかだけ簡単にご説明をいただければと思いますが。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。三重県の浄化センターにつきましては、ご存じの方もおみえと思いますが、北部浄化センターと南部浄化センターがございます。北部浄化センターのほうは川越町付近にございますけれども、こちらは現在完成している状況でございます。今回、南部浄化センターの埋め立てということでございます。こちらにつきましては、処理人口21万5400人ということで、亀山市、鈴鹿市、四日市市を含めた処理をするというところでございます。どういうものかというところが、浄化センターの建物を今後つくっていくということですが、現在1期事業のほうは竣功されていまして、基本的に2期事業ということで、今回、埋め立てを上げさせていただいています。

2期事業の中にも、系列が1系列から3系列の処理施設を設けまして、まず、1系列から2系列の処理施設を、今回、令和7年の供用開始に向けて進めているというものでございます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

できた後というのは、もう管理は全部三重県になってくるんですか。もう、土地とかこの辺も含めて。市は、別に何も管理にはかかわらず、完全な三重県の施設ができるということではないんですか。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

今回の埋め立て区域につきましては、お話のとおり三重県の下水道の南部浄化センターということで、2工区に図面では済みと書いてございます。こちらにつきましては、四日市市の吉崎ポンプ場の放流渠ということで既に整備がされていまして完成をしているということで、竣功済みということとなっております。

○ 森川 慎委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

ちょっと補足だと思うんですけど、この済みの字の平成29年9月の横にある何か物体みたいなのが放流口ということによろしかったでしょうか。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

そうです。吉崎ポンプ場は、埋め立て区域の手前の陸にあるんですけども、その陸側からボックスカルバート等で水路というか放流渠をつくって、海側に出たところが、海側に放流をする部分ということで施設が描いてあるということでございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございました。

ほかに。

○ 竹野兼主委員

今、森川委員のほうから、公有水面という形で県がやるという話。県が管理していってもらうけど、地元と県とのでき上がった面積の部分というのは、公有水面の部分のところについての利用の仕方というのは、地域と県とのところでいろんな話し合いがされておると思うんですけど、そういうような部分のところは、今、さっき市民文化部のほうと話が重なるところがあると言われたんですけど、その部分のところについて、政策推進部として何か、しっかり県に対して物を言うていかないかるところがあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の感覚としては、何かあります。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。先ほど市民文化部のお話をさせていただいたのは、町及び字の区域ということで、こちら町を設定している市民文化部ということで、そちらのほうは、そういう手続のことで市民文化部がかかわるということでご理解をお願いしたいと思います。

なお、完成した折の整備後の状態にもよるかと思いますが、その施設の中に地元が活用できるような土地が生じるのであれば、ちょっとそこまでは精査はしておりませんが、三重県のほうに対して、地元とも協議することが可能かも含めて問いかけはしていきたいと思います。

○ 竹野兼主委員

問いかけていないということは、今、確認させてもらったんですけど、地元のところからすると、地域がそこを了承していくに当たっては、例えば、よく話が出たのが釣り公園的な形で、この一番端っこのほうのところに川越町のような状況のものも検討はしているというふうな、県との話し合いのところは間違いなくあったはずなので、そののこのところについて、行政としてもせつかく公有水面として認めていく中で、これは、内容的に言うと、鈴鹿と亀山の全区域と、それから四日市市の一部南部区域のところの汚水の処理場のところですよ。これが、今は、鈴鹿や亀山というのは、まだまだ汚水の部分のところの設置率というのが非常に低いから、量がふえていくのを想定して、これはつくられた話になっているので、その部分のところについては、やはりごみの処理場と同じようにね、本来あってもらおうと非常に問題になるんじゃないのという意味合いのところ、地域としてもそれを利用してもらえるのであればということでも了解をしている状況もあるので、行政側としては、しっかりとフォローをしてあげる必要があると思っていますので、しっかりとした形で確認をしてもらってフォローしていただきたいという意見を述べておきたいと思います。

○ 伊藤政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。ちょっと説明が口足らずで申しわけございませんでした。

私どもとして、ちょっと三重県に地元と協議をしているのかということの確認を怠っておりましたので、三重県さんとしては、実際地元と協議しているかもわからないというのだけ、済みませんけど、ご理解をお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

別段、ご質疑もほかにないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

では、別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第11号あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第11号 あらたに生じた土地の確認について、採決の結果、別段異議もなく可決すべきものと決する。]

○ 萩須智之委員長

これで、政策推進部所管の議題は終了しました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。お疲れさまです。

それでは、これより消防本部に係る議案の審査に入ります。

本日は早朝よりG20大阪サミット消防特別警戒派遣部隊の出発式を執り行っていました。お疲れさまでした。

まず、消防長よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉消防長

消防本部でございます。どうかよろしく願ひいたします。

座ってお話をさせていただきます。

先ほど委員長からご発言がありましたが、今週末、6月28日、29日、大阪のG20サミットが開催をされますが、きょうから1週間で、消防車両、消防車2台と広報車1台の3車両、それから、職員が23名、きょう朝、正副議長、それから、総務常任委員会の正副委員長にご出席をいただきまして出発式を開催させていただきました。

派遣部隊、もちろんしっかりと任務を果たすように、私ども後方支援をしっかりとさせていただきますが、その期間も、この四日市市の消防救急体制、緊張感を持ってしっかりと臨んでいきたいと思っております。

今議会でございますけれども、消防本部からは、国の関係法令の改正に伴います火災予防条例の一部改正と、それから、消費税の改定に伴います消防関係手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

加えまして、平成28年2月定例会で附帯決議がございました楠地区消防分団の一分団化に関しまして、この内容につきまして少しお話をさせていただいて、協議会という形で皆様からご意見をいただきたいと思っております。

この附帯決議につきましては、今年度末が一つの期限となっております、私どもとしては、この協議会で意見をいただきまして、8月定例会で条例の改正をと思っておりますし、加えまして、消防団の処遇の改善にも少し取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしく願ひいたします。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

議案第8号 四日市市火災予防条例の一部改正について

議案第9号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について

○ 萩須智之委員長

では、議案第8号四日市市火災予防条例の一部改正について及び議案第9号四日市市消防関係手数料条例の一部改正についてを一括で議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

それでは、お手持ちのタブレット、03、6月定例会議、04、総務常任委員会、その中段下、104、提出議案参考資料をお開きください。その中の10ページ、議案第8号四日市市火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。

よろしいでしょうか。

○ 萩須智之委員長

お願いします。

○ 今尾予防保安課長

まず、改正の背景といたしまして、消防法の規定によります火を使用する設備の位置、構造及び管理や住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を定める四日市市火災予防条例について、国の不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、関係する諸規定を整備するものでございます。

主な改正の内容でございますが、先ほど申し上げました不正競争防止法等の一部を改正する法律において、従来の法律名であります工業標準化法が産業標準化法に変更となりまして、合わせて日本工業規格が日本産業規格に改められたものでございます。これに関する条文といたしまして、本市の火災予防条例第18条に記載されております避雷設備に関する条項に日本工業規格が記載されておりました、この日本工業規格の文言を日本産業規格に改めるものでございます。

続きまして、(2)住宅用火災警報器の設置免除条項の追加でございますが、国の省令改正によりまして、住宅用火災警報器の設置免除の条項が追加されたことに伴う火災予防条例の改正でございます。

従来、自動火災報知設備を設置することで、住宅用火災警報器、いわゆる住警器と呼ばれているものでございますが、この住警器の設置が免除されておりましたが、延べ面積が300㎡未満の小規模な宿泊を伴う施設を特定小規模施設と申しまして、この特定小規模施

設内の火災を感知し、建物全体に警報音を鳴らすことができる特定小規模施設用の自動火災報知設備を設置することによりまして住警器の設置を免除するというものでありまして、これまで免除する規定がなかったため、今回新たに免除規定を追加したものであります。

説明については、この議案第8号については以上でございます。

続きまして、11ページ、議案第9号四日市市消防関係手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、改正の背景でございますが、本年10月1日に予定されております消費税率の引き上げに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、この政令の施行に伴い、本市における消防関係手数料条例について改正を行うものであります。

具体的な改正の内容でございますが、灯油やガソリンなどの危険物を屋外で貯蔵するタンクを屋外タンク貯蔵所と申しまして、特に、1000k1以上の大容量の危険物を貯蔵するタンクを特定屋外タンク貯蔵所と呼んでおります。この貯蔵する構造が右側の図にお示しさせていただいているような、タンクの屋根が浮き沈みする形式、これを浮き屋根式と呼びまして、その下、内側に浮き蓋がついている構造、これを浮き蓋付屋外タンク貯蔵所というのがございまして、この浮き屋根式と浮き蓋式の二つの屋外タンクを設置する場合の審査手数料を、表に記載のとおり、それぞれの容量に応じまして、従来より1万円ずつ増額するものでございます。

なお、他の製造所などの施設とか容量が関係する審査手数料についても消費税率の引き上げに伴う試算がなされておりますが、記載以外の手数料の変更はございません。

施行期日については、消費税率の引き上げに伴う施行期日に合わせ、10月1日といたします。

説明については以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

議案第8号のほうの改正内容の(2)の件ですけど、これは、説明文では規定がなかったため追加して書いてあるんですけど、それは、法律、省令になかったのか、四日市がなかったのか、ここのところがよくわからないので補足してください。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

従来、住宅用火災警報器、この小規模用のはあったんですけども、省令がなかったために、今回追加したと。省令が新たに追加されたもので、条例の改正を行ったということでございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

省令が不備であったと、そう理解しておればいいですか。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

省令が追加されて、条例が不備だったために追加されたということでございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

省令に規定がなかったから条例にもなかったというのが1回目の答弁だったと思うんですけど。つまり、前段には、現状、設置免除が可能であるって、省令というか現条例にもあるんですけども、それは省令に書いていないから、今回の件は条例には書いていなかった。ところが、省令が書くべきところが書いていなかったのを改正したので、条例も合わ

せて追加明記することになった、そんな理解でいいですか。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾です。

そのとおりでございます。

○ 豊田政典委員

理解しました。

○ 竹野兼主委員

それは、条例で新しく入るよって。現実には、例えば、ちっちゃな部分のところの旅館みたいなのとか、そういうところが、これが変わるよって、ここに書いてあるように住宅用火災警報器の設置を免除するということができるよってになった。それまではなかったから、そういうちっちゃなところにも、条例を制定することよって、今後どんなふうな形に変わるのかというのをちょっと具体的に教えてもらえるところよってあるのかなと思っ
て。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

この特定小規模施設用の自動火災報知設備なんですけれども、現在、市内には75件設置されておるんですけれども、現在、もう、その特例で住宅用火災警報器がついていて、この特定小規模施設用の住宅用火災警報器がついていたがために、それをもう外して、特定小規模施設用の自動火災報知設備が設置されているというような形になってございます。

○ 竹野兼主委員

だから、具体的にというのは、例えばどんなような。

○ 萩須智之委員長

じゃ、今尾課長、本来大がかりな100万円、200万円するのから、この簡単なのに安くなったということでしょうか。

○ 竹野兼主委員

そういう具体的な部分を教えていただきたいということと言っただけで。

○ 萩須智之委員長

施設として安くなったかどうかというあたりをご説明いただけませんか。

○ 今尾予防保安課長

実際に、具体的に申しますと、共同住宅とかに住宅用の火災警報器がついておりまして、これに小規模の宿泊施設、民泊とかそういうものがついた場合に、自動火災報知設備というのがかかってまいります。この自動火災報知設備になりますと非常に単価が高うございまして、今回の小規模施設用に変えますと金額が非常に安くなるという形になるということでございます。

○ 竹野兼主委員

要するに、この条例によって、小さな民泊みたいなものを今後やっていこうと考えるところについては、施設の整備という部分で言うと、金額的にも非常に楽な形で進めることができるように条例が制定されたという意味合いでよろしいですね。

○ 坂倉消防長

少し補足をさせていただきます。

この300㎡の宿泊施設に、従来、自動火災報知設備とかというものが、設置義務がなかったというようなことでございます。

ただ、いわゆるこの警報器の精度とか技術開発で、今回小規模施設というのは、いわゆる、本来の自動火災報知設備というのは大きな受信板があるんですけども、今、住宅用火災警報器でもワイヤレスでつながっていて全部一遍にばんと鳴る、こういうふうなことを想定してもらえばいいんですけど、実は、民泊とか宿泊施設の安全性を高めるために、300㎡以下でも、その自動火災報知設備、もしくは、この小規模の設備をつけるというふうに法律が変わってまいりました。そういったことで、先に宿泊施設に、こういう小規模のものをつけなさいと法律が変わってまいりました。

そうなったときに、例えば民泊なんかですと住居部分と宿泊部分とに分かれたりするわけなんですけれども、そうすると、この小規模のやつをつけておけば、従来住宅部分には住宅用火災警報器をつけなくちゃいけなかったんですけれども、これを民泊というか宿泊部分もあわせて全部つければ、住宅用火災警報器をもうつけなくてもいいよと、そういうふうに展開してきたというふうにご理解いただけるといいのかなと思っております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

済みません、住宅用火災警報器というのと特定小規模施設用自動火災報知設備か。何かイメージが湧きにくい。どう違うのかだけ簡単にご説明いただきたいと思います。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

形は同じ、ここについているような火災報知器のスポットがございまして、今、住宅には、そういう住宅用の火災警報器というのをつけなければならぬんですけれども、こういうのは、煙とか熱を感知するとそれが鳴るということでございます。これは住宅用火災警報器でございますが。

特定小規模用の自動火災報知設備というものの、形は同じなんですけれども、一旦それが感知すると、一斉に部屋中のものが鳴り出すということで、無線LANとか配線工事とかでもう部屋中の感知器が一斉に鳴り出すというところがちょっと違うかなというような特徴がございます。

○ 森川 慎委員

この小規模云々のほうが簡易なんですかね。ちょっとシステム的によろわかっていないんやけど、機能的には何か小規模のほうがいいというか、いろんなところを網羅しているのかなと思うけど、ちょっとその辺の違いがよろわからないので。仕組みはわかったんですけど。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

仕組みは一斉に鳴り出すというところなんですけど、先ほど言うた自動火災報知設備、こういうような公共のものとかスーパーとか不特定多数の方が来られるようなところには同じようにこういう感知器がついておりまして、受信板というのがついております。そこで、どこの区画が鳴っているかというようなものを一括して管理するようなシステムになっていまして、それが大体受信器で一般的なものというとなんと15万円ぐらいするんですね。感知器自体も配線工事も伴って結構2万円とかそれぐらいするものでございますが、今回の特定小規模施設用の自動火災報知設備は、そういう受信板がなくて、感知器が大体1万3000円から1万4000円ぐらいするんですけども、そこが一斉に感知すると火災報知器自体が鳴るような、感知器自体が鳴るような、少し簡易な形になっているというものでございます。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

何となくわかってきて、この自動火災報知設備のほうが、どっちかというのと、取りつけの工事も含めていろいろ大変なというか、大規模なというか、そういうものなんですね。ちょっと技術が進んできて、こういうものが、簡易なものが出てきたという、そういうイメージですね。

わかりました。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかに。

○ 笹岡秀太郎委員

消防本部の所管する業務だけでなく、全庁的に、この改正はあると思うんですけど、JISの改正は要するに工業規格の改正やで。そうすると、所管する消防本部の改正はこれでいいんですけど、全庁的に見た場合、ほかにも出ているということ、この改正に伴う条例の

整理とかそういうのは。だから、ここで聞くのはおかしい話なんやけど、全庁的な対応として、ここだけじゃなくて、ほかも出ているという理解ですか、それともここだけですかという確認だけ。

○ 今尾予防保安課長

ちょっと詳細までは調べてはいないんですが、日本工業規格のこの関係は、やはり全庁的な改正に伴ってまいるというふうに思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、他のところとのバランスもあるので、ここで求めるのは申しわけないで特に求めませんが、念のために全庁的にどういうものが出ておるかというのをちょっと委員長のもとで整理して出してもらったほうがいいのかなと思うので、どうでしょう。

○ 坂倉消防長

済みません、私ども、もう少しちょっと調査不足で申しわけございません。今回の議案で、この関係がほかに出ているかということは、私ども、ちょっと把握をしていないのが現状でございます。

ただ、法律が変わりましたので、当然、全庁的な条例とかに影響が出るものだと思いますけれども、その部分については、ちょっとお時間をいただいて、いわゆる総務部と協議をさせていただいて確認をしていきたいと思っております。消防本部だけの確認しかしていないのが、今、現状でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

一応7月1日改正になっておるはずやから、それまでにきちんと調べていただいて、落ち度のないように調整だけしておいてください。

○ 坂倉消防長

総務部と十分に連携をとって確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今の議論にもしかしたら関連するのかもしれませんが、公布されて免除になったよとか制度が変わった、これは市民に広報するのはどういう形でやられていくのか。やる必要があるのかどうかわかっていないんですけど、消防本部が必ずかかわるのであればその都度でいいんでしょうけど、そのあたりを教えてください。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

火災予防条例につきましては、告示のほうで掲示させていただいて、ホームページのほうにもアップさせていただくということでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

告示やホームページではちょっと弱過ぎるんじゃないかなという気がしますが、もう少し積極的に知らせる必要は、ないんですか。

○ 坂倉消防長

申しわけございません。先ほど予防保安課長から申し上げたが、もう既についているところもございます。そこを、特にこの小規模施設というのは、宿泊施設の関係、300㎡未満のところがつけ出したというところもございますので、いわゆるその関係の業界と申しますか、そこら辺に対しては、私ども消防本部から直接この改正の議決をいただきましたら、この火災予防条例を改正したということについてはお知らせをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

対象というか関係のある団体というか市民は特定の方だけなので、それは当然消防本部が把握できると、そんな理解をさせていただきました。

○ 坂倉消防長

先ほど、豊田委員からもご意見いただきましたけれども、私どもでしっかりと把握できるところ、必要なところにつきましては、直接周知をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

議案第9号で、条例で消費税で1万円上がるよというところ、それはもうそうなんやなというのは、わかりました。

これについては、例えば、先ほど説明の中には、オイルタンクを設置するとか定修というの、何回かのときに、何年間かやれば、当然安全性を担保するために修理をする。そういうときのところの手数料の部分のところがここにあって、1万円上がるよという意味ということでよろしいんですか。確認だけちょっとさせておいてください。

○ 今尾予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

タンクの検査につきましては、そういう開放検査という、定修も含めて、そういうときにタンクを油を抜き取って検査いたします。その際に、タンクの溶接部の検査等がございますので、こういう場合は専門性が高いので危険物保安技術協会のほうに委託をして検査するものでございます。こういうものの手数料として、今回の手数料条例の改正ということでございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

確認させていただいたので。

○ 森川 慎委員

このタンクが、これもようわからんもので、どういうものなのかというのをご説明いただきたいのと、今、市内にも、いわゆるコンビナートのところにばっと並んでいるのがこれなんですかね。ちょっとイメージがつかんもので、ご説明だけいただきたいんですが。

○ 今尾 予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

委員がおっしゃるように、四日市市のほうを上空から見るとタンクがあるのがそのタンクでございます、いわゆる特定屋外タンクの浮き屋根式というのがありますね。いわゆる原油を荷下ろしして、桶なんかのタンクヤードなんかはぼっと並んでいる、ああいう大規模なタンクが浮き沈みするパターンが浮き屋根式の屋外タンクということでございまして、浮き蓋式というのは、完全に遮蔽された固定型の、屋根がかちっと固まったカプセルのような大きなタンク、この中に内ふたがついておりまして、これは何についておるかという、蒸発して揮発するのを最小限に防ぐために中にふたがありまして、こういうタンクがあるということでございます。

実際に特定屋外タンクの数でございますが、大体市内に312基ございまして、浮き屋根式というのが96基、浮き蓋式と言われるものが43基、四日市に保有されておるということでございます。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

これは、そうすると、新たにつくるときにお金が要するという条例か、ちょっとごめんなさい。

○ 今尾 予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

新たに設置して検査をするときに、この手数料ということでございまして、今建っておるやつを、変更のものを検査するのは、この半額という値段で。新たに建てるときの値段の審査手数料でございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

そうすると、既存の施設の検査は別に改正はないと。あるんですか、これ。

○ 今尾 予防保安課長

予防保安課長の今尾でございます。

ここの括弧に書いてあるんですけど、変更に係る部分は、2番の改正内容の2分の1の額が審査手数料として必要になってくるということでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、既存のやつのあれも、ふえるのはふえるということですね、これに準じているからということですね。

わかりました。ごめんなさい、ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

別段、ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

簡易採決とさせていただきます。

議案第8号四日市市火災予防条例の一部改正について及び議案第9号四日市市消防関係手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第8号 四日市市火災予防条例の一部改正について及び議案第9号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正については、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

10 : 45 休憩

12 : 59 再開

○ 荻須智之委員長

じゃ、インターネット中継を再開していただきます。

それでは、これより危機管理監に係る議案の審査に入ります。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いします。

○ 服部危機管理監

危機管理監の服部でございます。

危機管理監では、今回、宝くじの補助金に係る歳入歳出予算の補正と台風のとくにチェックリストとして使うタイムラインの試行を始めるというご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

○ 萩須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室長の真弓でございます。よろしくお願いいたします。

議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算案のうち、危機管理監関係分についてご説明申し上げます。

タブレットにつきましては、03の6月定例議会、04の総務常任委員会、それから、002の危機管理監（予算分科会・委員会資料）の4ページをごらんください。

よろしいでしょうか。

コミュニティ助成事業費補助金は、1番の目的に書いてございますとおり、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業でありますコミュニティ助成のうち、地域防災組織育成助成事業を活用するものであります。2番に、内容といたしましては、自主防災組織等のうち、自治会を中心として結成された組織、または、連合体の活動を促進することで、地域防災力の向上を目指すものであり、災害の被害防止活動や軽減活動に資する設備等の整備を対象としておりまして、平成31年3月29日付で三重県を通じて次の1件の助成決定を受けたことから、当団体に対しまして補助金を交付するものでございます。

事業の実施団体につきましては、下の表に書いてございますとおりあさけが丘連絡協議会自主防災隊で、事業の内容といたしましては、災害発生時のあさけが丘地区内への情報伝達並びに防災活動の円滑な推進のため防災放送設備を整備するものでございます。助成額といたしましては、190万円であります。

3番のところですが、補正予算額といたしましては、歳入歳出とも190万円でございます。よろしくお願いいたします。

それから、次のページでございますが、5ページには、この地域防災組織育成助成事業の実績の推移をあらわしてございます。

めくっていただきまして、6ページにつきましては、参考資料といたしまして、コミュニティ助成事業に係る審査の考え方を載せてございます。

説明は以上となります。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

資料の6ページを解説しようとしておりまして、その中の審査の判断基準の米印の2番がちょっと意味がわからないので、かみ砕いて説明いただけませんかでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

米印の2番につきましては、平成31年度の助成事業から県に申請を上げる、提出する件数が各市町1件以内という形になっておりまして、今までですと優先順位をつけながら申請いただいたところを県のほうに提出していたわけですが、1件以内というところがございましたものですから、それを公平に、それぞれの年、次の年と送っていくようにするには、2番のところ、市が県に推薦していない団体を優先するというところを上げたところでございます。

説明は以上です。

○ 豊田政典委員

そうすると、5ページに、一覧表、過去の実績を出してもらって、平成30年度までは、平成30年度には五つ出していた。平成29年度は七つ出していた、優先順位をつけて、そんな理解でいいんですか。

○ 真弓危機管理室長

そのように出しておりました。

○ 豊田政典委員

令和元年度については、四つ、市に対して応募はあったけれども、県に出したのは、下野地区のあさけが丘だけであったと、そういう意味ですか。

○ 真弓危機管理室長

そのとおりでございます。

○ 豊田政典委員

とりあえずわかりました。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

じゃ、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいですかね。

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

まず、採決で、簡易採決を行います。

いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしでよろしいですかね。

これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、全体会送りの確認をさせていただきます。

先ほどの採決において、全体会審査に送る内容として何かございますでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしと認めます。

じゃ、全体会送りはなしということとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 萩須智之委員長

続きまして、総務常任委員会として、四日市市タイムライン（事前防災行動計画）について報告を受けたいと思います。

本件について資料の説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

それでは、四日市市タイムライン（事前防災行動計画）についてご説明いたします。

タブレットは、先ほどに引き続きまして、総務常任委員会資料の8ページをごらんください。

まず、はじめにというところに書いてございますが、タイムラインとは、米国を端に発して導入が進んでおりまして、国内では時間軸に沿った防災行動計画というふうに訳されておりまして、発災前から予測できる風水害に対しまして、災害対応の事前対策から発災後の対応を、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理した手順書でありまして、被害の最小化につなげることを目的としております。

本市のタイムラインにつきましては、三重県版のタイムラインと整合性を図っておりまして、本市の災害対策本部の内部運用のものとして、数日前から規模や進路等がある程度予測できる台風による災害を対象といたしまして、台風上陸や接近に影響した大雨等が想定される地点を、難しい用語ですがゼロアワーとして設定するものでございます。

2番のところで、タイムライン導入の効果というふうに書いてございますが、効果といたしましては、災害時のチェックリストとしての機能を有しておりまして、災害対策の抜け・漏れ・落ちの防止につながり、その運用を繰り返すことで、発災時の迅速で効果的な災害対応に寄与することができるものと考えております。

それから、3番目に行きまして、タイムラインの範囲と凡例を記載してございます。

(1) として、対象とする災害は、先ほどもご説明いたしました、本市に影響を及ぼす可能性のある台風としてございます。

(2) の運用時間でございますが、おおむね台風の到達5日前から1日後、原則災害対策本部を廃止するまでの間としてございます。

次のページをごらんください。

(3) で行動項目、何をするかというふうに書いてございますが、これにつきましては、台風が市に接近するまでに行うべき事前対策を中心に抽出したものでございます。

また、行動項目ごとに、誰が、どのような役割なのかというところで二重丸と丸で示しておりまして、二重丸につきましては、行動項目に対して、主たるセクション、行動項目を実施する立場のセクションを示してございます。

一方、丸につきましては、関係するセクション、行動主体から情報を共有する立場のセクションを示してございます。

それから、4番に行きまして、タイムラインレベルの発動及び移行についてというところでございますが、タイムラインレベルにつきましては、表にありますようにタイムラインレベル1から5、それから、タイムラインレベルゼロまでの6段階となっております。

タイムラインレベル1の発動につきましては、想定する状況といたしましては、台風の接近している状況でありまして、目安となる時間軸につきましては、5日前から2日前というふうでございます。

それから、次に、タイムラインレベル2ですが、これについては準備段階というところで、台風が本土に上陸、大雨注意報、洪水注意報などが発表されている状況でございます。目安となる時間軸につきましては、2日前から1日前というふうに考えてございます。

それから、次に移行しますとタイムラインレベル3、早期警戒ですが、これにつきましては、台風が四日市市に接近している状況でございます。暴風警報、大雨警報、洪水警報などが発表されているという状況が想定されております。目安となる時間軸につきましては、1日前から当日ということで考えてございます。

それから、タイムラインレベル4の行動につきましては、台風が本市を通過して、土砂災害の警戒情報が発表されているような状況が想定されます。目安となる時間軸につきましては、当日という形を想定してございます。

それから、赤のところですが、タイムラインレベル5、これは緊急対応というところで、河川の氾濫や土砂災害などが発生している状況や、特別警報などが発表されているという

のが想定される状況でございまして、目安となる時間軸につきましては、当日というところでございます。

最後のところのタイムラインレベルゼロ、ここは解除というところで、気象警報の解除や避難情報の解除などが想定される状況でございまして、目安となる時間軸につきましては、当日から1日後という形になってございます。

それから、次の表をごらんください。小さくて申しわけないんですが、こちらが本市のタイムラインをあらわしたものでございます。

表の左上、いつって書いてありますが、これは時間軸を示してございます。その横に何をということ、こちらにつきましては行動項目。それから、一番右側の欄は、誰かと上段で書いてございますが、これは行動主体となっております、本市の災害対策本部をメインとして考えてございます。

それから、先ほどもご説明いたしました、タイムラインレベル発動のところにつきましては、薄い水色が該当してございます。

それから、その下の黄色につきましてはタイムラインレベル2、それから、その下の茶色につきましては、タイムラインレベル3という形です。

めくっていただいて次のページのピンク色の部分ですが、こちらにつきましてはタイムラインレベルが4でございます。

もう一度めくっていただきまして青色の部分ですが、こちらにつきましては、タイムラインレベルが5という形で、最終の灰色に着色した部分につきましては、タイムラインレベルがゼロという表記でございます。

もう一度戻っていただきまして、例えば市議会の皆様と情報を共有する項目といたしましては、黄色の部分のタイムラインレベル2の、左のところに番号が打つてあると思うんですが、番号で言いますとこの22番というところで、ゼロアワーの設定に伴う自治会、自主防災組織、消防団、市議会への情報伝達のところで、市の災害対策本部の関係部局から、それぞれの組織へ情報共有を図るというところで二重丸と丸をつけてございます。

このタイムラインレベルのゼロアワーという設定がこのタイムラインの中で運用していくキーとなりまして、いつ一番災害がひどくなるかという状況をあらわしておりまして、今回から導入をする目的で設定しておりまして、この部分につきましては、従来の皆様方にいろいろ情報提供する中で新たに加わった項目という形になっています。

その他、市議会の皆様方と関係する項目といたしましては、オレンジ部分の48でござい

まして、こちらにつきましては、市の災害対策本部が設けられまして、本部員会議の情報をいつも皆様方と共有させていただくというところで一重丸をつけてございます。

そのほか、めくっていただいてオレンジ部分の69番のところですが、こちらにつきましては避難情報ですね、避難準備・高齢者等避難開始情報が発令した場合にも、これまでと同様に情報共有を図るという形で市議会のほうに丸をつけてございます。

それから、下に行きまして83番のところ、こちらについては、先ほどの本部員会議の情報を共有するというので、同じく丸をつけてございます。

それから、109から112までにつきましては、こちらについても避難情報、避難勧告等を出した場合に情報共有を今までどおり図ってございますので、丸をつけてございます。

めくっていただいて、117も、先ほどの本部員会議の情報を共有するという形で同じく丸をつけてございます。

あと、同じように133番、こちらは災害発生情報ですが、出たときには情報共有を図るという形で一重丸をつけてございます。

それから、最後に163番、解除に至ったときにも情報共有を図ってございますので、一重丸をつけているという状況になっています。

このタイムラインにつきましては、表の上にご覧いただけますが、試行版ということで、今年度私ども初めて運用を開始します中で、台風を今シーズン迎えて試行を繰り返す中で、より最善なものへ適宜修正していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上となります。

○ 萩須智之委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

これは、もう運用されているんですかね、その現状だけ。

○ 真弓危機管理室長

この後、私ども地区防災協議会というところがございます、そのところでご説明と、

あと、四日市市自治会連合会の役員さんのところでも説明をして、その後運用を図っていききたいというふうで思っています。

○ 森川 慎委員

いつからの話、この夏みたいなイメージですか。ごめんなさい。

○ 真弓危機管理室長

この夏の台風が来たときから運用していくと。

○ 森川 慎委員

なるほど、わかりました。

これは、台風ですけど、例えば、大雪とか何かそんなのも考えられるのかなというような気がするんですけど、これ、とりあえず当面は台風だけの対応でこういう形になるんですかね。

○ 真弓危機管理室長

先ほども冒頭で申し上げましたが、三重県のタイムラインと連携をしております、三重県のほうも台風を想定してございます。当然大雪等も考えられますが、とりあえず初めてのこの運用でございますので、まずはこれをしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。終わります。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

試行版でいろいろと議会との情報共有というのは書いていただいておりますけれども、

これは議会側の問題かも知れませんが、議会はいつも情報いただくだけかなというような形になっていますので、市議会も、市災害対策本部と違って関係機関になっていますので、これは市議会がもっともっと責任を持ってしっかりと取り組んでいきたいなと思っています。

議会BCPを提案していますので、そういうのもやりながら、市の災害対策本部の中に入れてもらえるように頑張らないかなと思っています。意見です。

○ 萩須智之委員長

ご意見ということで、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ほかに質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

これで危機管理監所管の議題は全て終了いたしました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。ありがとうございました。

それでは、これより財政経営部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部財政経営部長

お世話になります、財政経営部でございます。

今回、財政経営部のほうからは、補正予算議案と、そして、市税条例の改正議案ということで、よろしく願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第23目 諸費

歳入全般

○ 荻須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、歳入全般についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 川口財政課長

財政課長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、補正予算の歳出、財政経営部関係部分と歳入全般についてご説明を申し上げます。

資料でございますが、まず、タブレットの03、6月定例会議会の中の04、総務常任委員会、その中の003、財政経営部（予算分科会資料）をお願いしたいと思います。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 川口財政課長

それでは、よろしくお願いいたします。

資料、まずおめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、補正予算案の概要からの再掲でございます。上段に一般会計の歳入、下段に歳出を一欄でお示しさせていただいております。

主な内訳欄の星印でございますが、こちらは幼児教育・保育の無償化に係る補正分でございます。

まずは、上段の歳入全般でございますが、款10地方特例交付金につきましては、後ほど、次ページ以降の資料によりご説明のほうをさせていただきます。

地方特例交付金以外の歳入につきましては、歳出各款の事業費に対します特定財源でございます。

款13、分担金及び負担金と款14、使用料及び手数料につきましては、保育所と幼稚園の保育料でございます、幼児教育・保育の無償化に伴い減額のほうをさせていただくものでございます。

款15、国庫支出金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う国の負担分と学童保育事業に対する交付金でございます、3億8776万2000円の増額でございます。

款16、県支出金につきましては、国庫支出金と同様に幼児教育・保育の無償化と学童保育事業に関する県負担分とともに、農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業費に対します補助率10分の10の補助金、これをあわせまして2億5521万3000円の増額でございます。

款21、諸収入につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い実費を市で歳入することになります職員及び園児の給食代金を計上するほか、総務費のコミュニティ助成事業費補助金に対します一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献事業によります補助率10分の10の助成金、こちらをあわせまして4925万8000円の増額でございます。

続きまして、歳出の財政経営部関係部分です。

款2、総務費の財政調整基金積立金でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金を初めといたします歳入予算全体が歳出予算全体を上回るというこの収支部分につきましては、基金積立金を増額しまして収支の均衡を図るものでございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高は、予算ベースではございますが127億4990万1000円となる見込みでございます。

それでは、款10、地方特例交付金の子ども・子育て支援交付金につきましてご説明いたしますので、1ページおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

資料一つ目といたしまして、幼児教育・保育の無償化に対します国の財政措置についてでございます。

国は、無償化の財源としまして、令和元年10月からの消費税の増収分を充てることとしておりますが、国から地方へ支払われます地方消費税交付金において増収分が反映される

には6カ月ほどのタイムラグが生じるということで、地方にとりましては今年度中は増収分を受け取れないということとなります。このため国は、今年度に限りまして、地方に生じます新たな負担を子ども・子育て支援臨時交付金として全額国費によって措置することとしてございます。

また、この無償化に係る地方負担は、地方交付税の算定上、その全額を基準財政需要額に算入することとされておりますが、本市は、今年度も不交付団体となる見込みでございまして、普通交付税による措置はないものと考えてございます。したがって、臨時交付金が交付されなくなります来年度以降は、地方消費税交付金の増収分によって無償化に係る経費を賄うこととなります。

なお、地方特例交付金とは、国の制度変更等によりまして地方負担の増加や減収が生じた場合などに特例的に交付されるものでございまして、市税等と同様の一般財源の取り扱いとなります。

二つ目といたしまして、今回の補正額の内訳でございます。

公立の保育園、幼稚園につきましては、これまで市へお支払いいただいております保育料が無償となり、その減収分全額が市の負担となります。

私立の保育園、幼稚園につきましては、各園の保育料の減収分に関しまして、市が行う給付に対し、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担となります。

補足給付事業費につきましては、幼稚園における給食のおかず代に対します低所得世帯等への給付でございますが、私立につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担で、公立については、市が全額負担というふうになります。認可外保育施設や幼稚園の一時預かり事業につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担となります。

この市負担部分につきましては、今年度に限りまして臨時交付金にて措置されることとなり、内訳の額につきましては、お示しのとおりでございます。

次に、補正予算参考資料の再掲ではございますが、無償化に係ります国、県、市の負担割合のイメージにつきまして代表例を次のページにお示ししてございますので、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

保育園につきましては、私立と公立に分けてご説明をさせていただきます。

まず、私立保育園でございますが、左側が現行、右側が無償化後でございます。

①の国基準の保育料のうち、③の市独自の軽減を行っているということがございまして、

実際にお支払いいただいておりますのは、②の市基準の保育料部分でございます。

無償化後につきましては、国基準の保育料全体につきまして、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担となるということでございますので、実際にお支払いいただいております②の市基準の保育料分だけでなく、③の市独自の軽減分に対しましても国や県から負担してもらえらることとなり、その分、現行より市の負担が軽減されるということとなります。

また、このうち、初年度に限りましては、市負担分に対しまして臨時交付金が措置されるということとなります。

次に、下側でございます。

公立保育園の場合でございますが、現行につきましては私立保育園と違いはございませんが、無償化後におきましても、国、県の負担がないということとなり、全額が市の負担となります。

ただし、無償化に伴い市負担が増加する②の市基準の保育料部分だけが、初年度に限りまして臨時交付金で措置されるということとなります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

私は、歳出の財政調整基金についてお聞きするんですけど、資料は、総務常任委員会の中の105番、令和元年度6月補正予算案の概要のほうにしかないので、委員の皆さんはそっちを見てください。

3分の3ページのところに財政調整基金の推移が書いてあって、今回の6月補正で約2億円が積み立てされますよね。小川議員の議論じゃないですけど、こう推移を見ていくと、際限なく財政調整基金が積みまれていくわけですよ。だから、改めてこの考え方というか、財政調整基金の積み立て目標額というのを例えば決めておいて、その余剰部分について

は、一番急いでいるアセットマネジメント基金に積んでいくとかね、そういったことも必要なんじゃないかな。これがどんどん膨らんでいくような気がしてね、果たして、この財政経営でいいのだろうかと思ふんですけど、考え方を確認させてください。

○ 川口財政課長

財政課の川口でございます。

財政調整基金の積み立て額につきましてどのような考え方かということで、もう委員の皆さんもよくご存じかとは思いますが、行財政改革プラン等のほうで、財政調整基金の目標積み立て額といいますか、100億円を下回らないというような目標は立てさせていただいてございますが、今、豊田委員がおっしゃられましたように、じゃ、上限はどれぐらいの目標かというようなことかと思いますが、それにつきましては、まだ額として例えば幾ら積んでおけば大丈夫ですというような積み立て額の目標というのをきちっと定めさせていただいておるといような状況ではないというところでございます。

財政調整基金につきましては、特に災害その他の経費に充てる場合、あと、大きく税収等の歳入が減るといった場合に調整をする必要があるということで、これは決められた基金でございます。同格市の事例などを見ますと、不交付団体が長いような団体になってまいりますと、今の四日市で大体100億円、120億円というようなベースでございますが、これよりもっとたくさん財政調整基金を持って、いわゆる減収に対して交付税でなかなか見てもらえないというふうなところがございますので、そういったものは基金によって対応しているというふうなところで、四日市よりもたくさん持っているところというのもございます。そういったところも考えますと、この100億円、120億円というベースで四日市として本当に大丈夫かというところは、さらに研究が必要かなというふうには思っておりますし、豊田委員がおっしゃっていただきましたように、この先にアセットマネジメントの関係でたくさん経費がかかるというのが見えておるといような状況の中で、昨年度アセットマネジメント基金につきましても200億円の目標ということで積み立てのほうをさせていただいたという状況でございますので、今年度の当初予算におきましても、10億円をアセットマネジメント基金のほうには積ませていただいております。

当然、そちらのほうにも、この先、目標額200億円というのは今のところの想定でございますが、この辺、随時金額については見直しをしながら積み立てをしていく必要がある

とは思ってございますが、今回、財政調整基金に積ませていただきました理由といたしましては、この臨時交付金としまして、今年度に限って国のほうから幼児教育・保育の無償化に関しまして3億7000万円ほど交付金をいただいておりますというところがメインで今回収支差のほうが出てございますので、このあたり、来年度以降、臨時交付金がいただけないというのが見えてございますので、そのこのところは、年度間の財源調整をさせていただくための基金であります財政調整基金のほうに積ませていただきたいということで今回補正のほうをお願いしておりますというものでございます。

ちょっと長くなりましたが、説明につきましては以上でございます。

○ 豊田政典委員

ほかの自治体の事例も紹介してもらい、話はしてもらったんですけど、言い方は悪いかもしれませんが、使途不明な基金を膨らましていくことによってね、それは、税収の使途を決定するのを猶予して、モラトリアムして先送りしているという批判もありますよね。だから、最初に言ったように、財政調整基金はどれだけ必要なのかというのをこれから検討するみたいな答弁ですけど、やはりがちっと持っていた上で、ここは確保した上でね、その余りについては、目的をきちんと決めて、アセットマネジメントなりほかの分野でもいいですけど、目的基金に積むとか、あるいは、今回の説明であったような幼児教育・保育についての無償化が令和2年度以降に必要だとすれば、新たな基金をつかって、それ用に積んでいくとかね。だから、やはり、使途、目的を決断しなさ過ぎているという感は免れないですよ、今のような説明では。先送りしているだけで、どんどんどんどん、使い道未決定の貯金をふやしていくのではね。だから、そういった全体的な財政上の戦略とか哲学とか考え方、やはり早急に整理してもらう必要があるのかなと私は思いました。意見です。

○ 萩須智之委員長

最後、意見ということで。

○ 竹野兼主委員

今、豊田委員が言われた形で、目的をきちっと決めてというの、なかなか僕は難しいと思うんやわ。というのは、さっき言われたみたいに、状況によって何十億円も足りなくな

るよっていう状況が起こったときのための、要するに家庭上で言うなら預貯金ですよ。だから、今回たまたま国からの補助金をもらって、次回からはもうお金がないわけですからね、もらえやんわけ。ということは、市から持ち出しをするという形になると、そこに積んでおくことによって、持ち出し分をここから取り崩して払っていかならんという意味合いで、こういう形になっておるといふふうに思うておるのやけど、その考え方でいいんですよ。この部分で、言われるのはよくわかる。でも、実際に、経済って生き物やとよく言われるし、そういう状況の中で何が起こるかわからん部分の、持つておるものは持つておかんと対応ができやんという意味合いでここは積まれたと思つておるのやけど、それで合つておるんやね。確認です。

○ 川口財政課長

竹野委員からおっしゃっていただきましたように、今回のこの収支差の部分を財政調整基金に積ませていただいたという意味としましては、おっしゃっていただいたような形で我々のほうも考えてございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

来年度の予算を組んでいくに当たって、この国からの補助金というのは出ないという状況も含めると、市の歳入の部分のところでどんな状況になるかはわからんけど、状況によって足りなければここから取り崩すという考え方で進めていくという意味合いでいいんやね。

○ 川口財政課長

考え方としては、財政調整基金はその年度間の財源調整という部分がございますのでその考え方でございますが、この幼児教育・保育の無償化に係る部分が幾らマイナスだから幾ら財政調整基金を取り崩そうというピンポイントな財政運営というよりは、全体として、ほかの税も含めて全体として足りないという状況、そのあたりのところを考へて財政調整基金は使つていくものといふふうには考へてございます。

○ 竹野兼主委員

そういう状況だから、その先を読んだ意味合いでは、きちっとした目的を持った形で示さんとあかんのやないのというのを豊田委員のほうは言われていると思うんやけど、それは、そうしたら、それをピンポイントで本当に積み上げられるかということ、なかなか今のところ現状としては難しいというような状況ということやね。

わかりました。いいです。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

先ほどから発言しているのは、未就学児の教育・保育、例えば、令和2年度は5400万円ほど持ち出す必要がある。もう読めているものについては明確に押さえておいてね、目的を区分しておいて、例えば、よく手法はわかりませんが、無償化対策基金みたいなのをつくって積んでいく、そういうことも必要なんじゃないのかということをお願いなんですよ。アセットマネジメント基金も、ほぼ明確に200億円ぐらい近い将来に必要なんでというので新しく基金をつくったわけですよ。もうこれは、健全経営としていい方法だと僕は評価していますので、同じことがほかにも言えるので、不測の事態に財政調整基金に置いておくのも結構だけれども、それは限度額をつくっておかないとどんどん膨らんでいくし、見えているものについては明確に決断して区分けしておく必要があるんじゃないかと。今後検討してほしいと、そんな話ですね。

○ 荻須智之委員長

よろしいか。

○ 竹野兼主委員

ただね、その部分のところで、何でもかんでも、目的の部分のところであれが幾つものというのがどうなのというのを思っておるだけでさ。そういう意味合いで言うなら、本当に必要なところは必要で、それを判断するのであれば、やってもらわなあかんし、もう言われるとおりやと僕は思っていますので。

ただ、この前、アセットマネジメント基金のところで、条例で規定しなあきませんやん

か。それを条例、条例、条例で、いつもってというような部分のところと言うと、逆に、運営そのもののやり方が、それに縛られ過ぎて問題になるんじゃないかなと思うのが今の話なんですけどね。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほかに。

○ 森川 慎委員

全体会の追加資料を見ながら伺いますけど、大体、来年度以降は5400万円弱が赤字になるということで、これ、まず、来年度はそうやけど、それ以降もこれぐらいは持ち出しになっていくということでもいいですか。

○ 川口財政課長

これは本当にあくまでも試算ということで、今年度、実際10月以降、半年間運用してみても大体どれぐらいというのが見えてくるというところで、そのあたりで大体額はわかってくるかと思いますが、現時点の試算では、丸1年にしますとこの額ですということです。来年度以降もこのスキームは変わらないと思ってございますので、来年度以降も、もう基本的にはこの額というふうに考えてございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、この額をどう扱っていくのかというか、どんなふうに捉えて、処理というか負担、この無償化が続く限りはこれが出てくるわけで、どんなふうな考え方をしているのかをお伺いしたいと思います、将来的に。

○ 川口財政課長

この無償化に関しましては、国のほうの財源のスキームというのを少しご説明をさせていただきましたが、地方消費税交付金ですね、いわゆる消費税のほうの引き上げに伴いまして地方消費税交付金というのが引き上げられます。これが1.7%から2.2%、0.5%分と

いうふうになってございますが、この部分が基本的には無償化も含む社会保障の充実分に充てる財源というふうなことで、国のほうはこの財源のほうを考えておるというところでございます。ですので、基本的には、無償化に係る財源、四日市試算で5400万円というのはございますが、この分も含めて、ほかの社会保障の充実分も含めて、その消費税の引き上げ分が充てられてくるというところで、財源のほうにつきましては、国はそういう形で手当てをしておると、市に単独で負担を負わせないというふうなスキームを考えておるということでございます。

○ 森川 慎委員

ちょっと今のお話やと、5400万円かは国からずっと出てくると、今、想定されておるということですか。

○ 川口財政課長

この無償化の分について幾らというふうな形でいただけるのは、今回のこの臨時交付金だけということになります。それ以外は、消費税の引き上げ分ですね。国全体では2%引き上げますが、市町村におきましては0.5%分が地方消費税交付金という形でいただけることとなっております。この0.5%の部分が四日市だと幾らになってくるかというのも、ちょっと無償化とかその辺のところとはまた別の計算で出てくるというところで、ぴったりそれに当たるというふうなことではございませんが、財源的には、四日市として地方消費税交付金がふえる分で賄えるというふうには考えてございます。

○ 森川 慎委員

今の0.5%増の金額というのは具体的にどんなぐらいとか、今、持っている数字があったら伺いたいんですけど。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

令和元年度から令和2年度にかけて、昨年冬の中期財政収支見通しでちょっと見込んでいた地方消費税交付金の増分が約11.5億円ふえます。60.9億円から72.4億円になるであろうと見込んでいます。ですので、11.5億円ふえて5400万円賄うということですので、この幼児教育・保育の無償化の分だけ賄うというのは全然足りるじゃないかという計算なんで

すが、もともと消費税の増収分というのは社会保障の充実に充てるということで引き上げてまいりましたので、今まで社会保障の充実分というのが四日市市で187億円とか一般財源でかかっていまして、その187億円のうち、高齢者がふえてきた分というのに充ててくると、消費税のふえた分では計算上全然足りないという、総額では全然足りないという、そういう計算になります。ですので、11.5億円ふえて5400万円は引くんですが、残りの10.5億円ではほかの高齢者の増分とかも賄っていかなくちゃいけないという、そういう計算になります。

○ 森川 慎委員

そういう厳しい中で、5400万円ぐらいここで出てくるわけですね、必要になってくるわけですね。それで足りないとなるとときにどう考えていくかというところを伺いたいというか。なかなかここだけのお話ではないかとは思いますが、どんなふうに考えていけばいいのかなど。今、現状思っていることあったら最後に伺っておきたいと思えますけど。

○ 川口財政課長

今、森川委員のほうから、この先も含めてこれだけマイナスが出ているということは、長くなればなるほど市のほうの財政に影響は与えられるということでございますが、この無償化の部分だけをとってということではなくて、市の財政運営全体としましては、今たまたま税が好調でいろんな事業ができるというような状況でございますが、過去には本当に税収が下がって苦しい時期もございました。そういったところで、長期を見た形で、このアセットマネジメント基金をお願いしたのも同じ考え方でございますが、中期、長期を見た形で、財源のほうの確保をしていかなければいけないというところで、財政運営的には、そういう長い目で見てお金を用意するというふうな形で今後もやっていきたいと思っております。こういう、ちょっと一つ一つの財源をどうしていくかというところになりますと、事業もかなり数が多い、それ一つ一つの話になってまいりますので、全体では、そういう財政運営をほうを考えていくというふうに考えてございます。

○ 森川 慎委員

財政経営部で聞く話はないかなと思いつつ聞いてはいますが、ここに市として社会保障の部分をどんなふうに税配分していこうとか、子育てというんやったら子供たちに優

先的につけていく必要もあるやろうし、何かその辺をもうちょっと意思統一してもらう必要があるのかなと最近常々思っておるところで、子供にというんやったら、子供にやはり厚くということも必要でしょうし、ちょっと難しいところやけれども、そんなことを思っていますので、またちょっと全庁的な議論を喚起いただきたいなと思います。

終わります。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

ちょっと森川委員の議論に関連するんですけど、先ほど地方消費税交付金は0.5%分ということでありましたけど、そうすると、これ、無償化に当たって、四日市の子供たちは、これだけの子供が対象で、今年度は大体読めると思うんですけど、来年度はどれだけ、再来年度はどれだけと、その年によって子供の数が上下したりするんですけど、それによって国からの交付金が、手当を下げるというわけではなくて、もう決まっておるわけですね、この0.5%というのは。固定で、その中で、市の中で泳いでいくという話ですね。その確認です。

○ 川口財政課長

委員おっしゃっていただきますように、地方消費税交付金は、四日市でどれだけ物を買って消費税を納めていただいたか、その負担率というので率が決まってまいりますので、歳出ベースのこの無償化とは関係なく財源のほうとしては入ってくるという形になります。

○ 樋口博己委員

そうすると、今、言われたのは、四日市で消費してもらうということが大事なんですね。この税をふやすということは。今、言われたのはね。

わかりました。ありがとうございます。

○ 川口財政課長

失礼しました。ちょっと人口割と実際の消費に係る部分というふうな形で、中身的にはそういうふうになってございますので、使っていただくだけではございません。人口割というのでも来るようにはなっておりますが、考え方として、大きくはそのような形でございます。

○ 森川 慎委員

ちょっと確認で。

例えば経済の情勢であるとか、いろいろ社会保障の必要の増減であるとかで、今、11.5億円というようなお話、増というのがあったんやけど、これ、やはり全然先行きは不透明なんですよね。確実に10億円、何億円って来るというものではないんですね。確認。

○ 川口財政課長

昨年度の地方消費税交付金の入ってくる率から見て、若干増税の部分がございましたので、消費が落ち込むのかなとかそういうのを予想したりとかいうのも含めて想定はしてございますが、おっしゃられたように、これは確保されるというものではございませんので、そのあたりもきちっと見ていく必要がございます。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

では、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろ

しいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、歳入全般については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

それでは、全体会へ審査を送るべき事項について確認を行います。

全体会審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしと認めます。

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第5号 四日市市税条例の一部改正について

○ 荻須智之委員長

続きまして、総務常任委員会として、議案第5号四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部の税担当次長兼市民税課長の川森でございます。今回の条例改正についてご説明させていただきます。よろしくお願いをします。

内容につきましては、去る3月27日に国会において可決されました地方税法の一部改正に伴いまして、本年4月1日施行を除く部分について関係規定を整備しようとするものでございます。

4月1日施行分につきましては、先日3月31日の緊急議会でお認めをいただいております。

資料につきましては、提出議案参考資料の5ページから7ページでございます。

タブレット端末では、03、6月定例月議会、04、総務常任委員会、104、提出議案参考資料でございます。

よろしいでしょうか。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

それでは、5ページをごらんください。

まず、1番目、主な条例改正についてご説明します。

まず、(1)個人住民税に関するものでございます。

今回の改正で、子供の貧困に対応する措置としまして、児童扶養手当の支給を受けている児童を扶養する父または母のうち婚姻していない人、または、配偶者の生死がわからな

い人を非課税措置の対象とする見直しが行われました。これに伴い関係規定を整備しようとするものでございます。

この場合の所得制限は、135万円以下、給与所得ベースに直しますと204万円以下でございます。この金額は、既に非課税措置がとられております寡婦または寡夫と同一になります。

この制度は、令和3年1月1日施行でございますが、扶養親族申告書等に単身児童扶養者に該当する旨の記載が必要となりますので、その手続についての規定は、令和2年1月1日施行となります。

ちなみに、この改正による市税収入に及ぼす影響額は、年間マイナス80万円と見込んでおります。

続きまして、(2) 法人市民税関係でございます。

法人市民税の電子申告につきまして、令和2年度から資本金等が1億円を超える法人等は電子申告が義務づけられますが、回線の故障や災害などで電子申告が難しい場合は、市長の承認を受けて紙ベースで申告できるなどの見直しが行われることに伴いまして規定を整備しようとするものでございます。

次に、(3) 軽自動車税の関係でございます。

少しややこしい説明になるかもしれませんが、丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

軽自動車税に関する名称が、ことし10月から変わります。

下の図をごらんいただきたいと思います。

これまで軽自動車を取得した際に課されておりました自動車取得税——これは県税でございますが——が、ことし10月以降は軽自動車税環境性能割と名称を変えまして、市税として課税がされます。税の徴収は、従来どおり県が徴収し、市へ払い込むことになりました。これにより、従来の軽自動車税は、軽自動車税種別割に変更となります。

ここまでは、平成28年度の税制改正で既に見直しが行われているところでございます。

今回の自動車税に関する具体的な改正内容につきまして説明をさせていただきます。

次ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、アに記載させていただきましたように、消費税率を10%に引き上げることに伴う緩和策としまして、3輪以上の乗用の自家用車のみの臨時的措置としまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に取得した軽自動車に対しまして、先ほどご説明さ

せていただきました環境性能割の税率を1%削減する措置が講じられたことに伴いまして関係規定を整備するものでございます。

下の表の色づけのある部分をごらんください。

ガソリン車で2020年度燃費基準を達成した車に対しまして、取得額に対する1%の税率を非課税に、2015年度燃費基準のプラス10%を達成した車及びそれ以外の車の税率は2%から1%に減額されます。重ねて申し上げますが、減額されるのは自家用の乗用車のみでございまして、自家用の軽トラックや営業用の軽自動車は対象外でございまして。

施行日は令和元年10月1日でございまして、これによる市税の影響はマイナス1900万円と見込んでおります。しかし、これらは全額国から補填されることとなっております。

続いて、イのグリーン化特例の見直しでございまして。

一般的に軽自動車は保有することによって課税されますが、グリーン化特例は、先ほど申し上げました種別割を、車を取得した翌年度に限って環境性能に応じて軽減しているものでございまして。この制度の延長及び見直しが行われたことに伴う関係規定を整備するものでございまして。

下の二つの表をごらんください。上が改正前の現状で、下が改正後でございまして。

この特例は、今年度で終了する予定でございましたが、これをことしの4月1日から令和3年3月31日までに取得した軽自動車にも適用しようと期限を延長するものでございまして。軽減税率等は、上の表のままに延長しようとするものでございまして。

この延長の施行日は、令和元年10月1日でございまして。

さらに、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した乗用の軽自動車に対しては、軽減の対象を電気自動車と天然ガス自動車に限定し実施しようとするものでございまして。

施行日は、令和3年4月1日でございまして。

続いて、7ページをごらんください。

ウ、環境性能に応じて適用される税額の軽減措置についてでございまして。

近年、自動車メーカーによる燃費性能等の不正が発覚しまして軽自動車税の課税に大きな影響が出るという事件がございました。本来、軽自動車税は、所有者に対し課税するものでございまして。このときは、自動車メーカーが不正によって不足した税を各自治体に払い込むということで事なきを得たところでございまして、こういった事態を想定しまして、自動車メーカーの不正によって環境性能割や種別割の税が不足した場合、不正を行った者

に不足額の納税義務と加算金を課すことに改められましたため、その関係規定を整備するものでございます。

次に、エについて、先ほどご説明させていただきました新たな制度にかわる環境性能割について、当分の間、三重県が課税賦課徴収し、県内各自治体に払い込みを行うことに伴いまして、非課税及び減免に係る県内の取り扱いを統一的なものにするため関係規定を整備するとともに、種別割についても一部見直しを行うものでございます。

なお、これにより市民への影響として、運用が大幅に変更されるというものではございませんが、一部、知的障害者や精神障害者本人が運転する軽自動車も減免の対象となります。

この規定の施行日は、令和元年10月1日でございます。

これまでにご説明させていただきました改正のほか、その他の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う条項のずれや字句の整理でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明は、お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 竹野兼主委員

軽自動車税、5ページのところですけど、環境性能割が市町村税に将来はなる。今のところは県のほうがちょっとかわりにやってくれるという話なんやけど、これは、どれぐらいの時期をもって市町村税として、市町村税になった場合は、市が要するにお金を取りにいかんなんという、そういうような部分が出てくるのかなと思うんやけど、そうなってくると、それに対して人間の数とか担保が必要になるのかなと思うんやけど、そういうような部分の意味合いで合っているんですね。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

まず、市税になるのはことしの10月1日からということで、市税になります。

それに伴いまして、当分の間は三重県が徴収をさせていただきます。これまでの取得税

と同じように、三重県が徴収をしていただきますよと。

ただ、この期間が当分の間というふうにされているだけで、どれぐらいの猶予期間があるのかというのは、正直申し上げて全く今現在わかっておりません。

したがいまして、そういったことの準備も必要になりますし、私どもも車を取得した際に課税をするということに対するノウハウは全く持っておりませんので、これもこれからそういった意味で、県から勉強もしながら、徴収できるような体制をつくる必要があるのであれば、そういったことも合わせて体制もつくってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○ 竹野兼主委員

状況としては、まだまだわからないことが多過ぎるということ。

それと、これ、軽が売れる販売店のところ、登録の部分のところ、市のほうの形になるんやね。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

そうでございます。

○ 竹野兼主委員

それで、要するに、消費税率が上がることで販売が少なくなっていくといかんからということで2年間の間はそのまま継続してやるよという意味合いで優遇措置をこのところに講じていて、軽の仕事用以外のところの乗用車の部分のところについては変わらず減免をしていくよという意味合いの部分をごに示されているということによろしいんですね。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

資料のほうにお示しさせていただきましたように、一応消費税率の引上げに伴う緩和策としましては、6ページが一番上のアの部分ですね。この部分が緩和策という、需要の平準化対策という形になっております。

したがいまして、ここで緩和策を設けられているのは、あくまでも乗用の自家用車というところでございます。

したがいまして、営業車等につきましては、ここでの軽減というのは既にもう軽減その

ものが環境性能に応じて決められておりますので、これは今回新たに入れられているというものではございません。

それから、イ以下につきましては、国がより環境性能のよいものにシフトをしていって、その部分については税を安くしていこうと、これが従来の軽自動車税そのものでございますけれども、この部分については、そういう考え方のもとで、まず、一部軽自動車を購入した翌年のみのグリーン化特例ということで単純な延長と、そして、それ以降につきましては、軽減するものを電気自動車、天然ガス自動車等のみにしていこうと、こういうようなことで考えたものでございます。

○ 樋口博己委員

先ほど、当分の間県がやるけれども、ここが市に来るという話なんですけど、これ、車購入時にかかる税なので、ある意味、取りっぱぐれは余りないのかなと思いますので、いわゆるシステムの改修が必要だと思いますので、それは、何らかの形で、国なのか県なのかわかりませんが、何か求めていくんでしょうかね。その考え方は、どうなんでしょうか。

○ 藤岡市民税課課付主幹兼税務政策係長

市民税課、藤岡です。

当分の間、三重県のほうが普通自動車とあわせて軽自動車を買ったときに1回だけかかる、今までは自動車取得税と呼ばれておりましたけれども、今後は軽自動車税環境性能割と名前を変えまして、ただ、実務的な流れとしては、今までと同様、普通車と一緒に三重県のほうが税を徴収いたします。

その後、数カ月後に徴収したお金を四日市市のほうに払い込んでいただくということで、それに対して四日市市は取り扱い手数料というものを支払う、そういう流れになります。システム的には、特に。

○ 樋口博己委員

市税が変わる話ではなくて、三重県から市に徴収する業務が移ったときにシステム改修が必要でしょうと。その費用はどうするんですかという話です。

○ 荻須智之委員長

どうでしょう。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

先ほど来もご説明をさせていただいたところではございますけれども、まだ具体的にこの税の取り方について、当分の間、県がかわって徴収するという事しか決まっております。

したがって、それを市で徴収しなさいよというふうにシステムが変わってくれば、それは、ある一定期間の猶予をいただいてシステムが変えられるだろうというふうに思いますので、そのときに考えるべき状況の話かなというふうに、大変申しわけございませんが考えているところでございます。

○ 樋口博己委員

そうなったときは、きちんと財政負担を求めていただきたいと思います。

5ページの個人住民税関係のところなんですけど、これは、影響見込み額が80万円になっていきますけど、この対象者は何人ぐらいを想定しているんでしょうかね。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

申しわけございません、現在の市税の中で対象者がどれぐらいというのは、正直申し上げて、わかりません。これは、あくまでも80万円ぐらいというのは、国が全体でこれぐらいの人が対象になるだろうというふうなことを計算しております。それに基づいて私どもは按分をして、そして、はじいた数字が80万円程度であろうというふうなことでここに掲載させていただいたものでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、個人住民税が確定する作業の中で対象者が確定するんでしょうね。そうすると、その対象者には何らかの通知が行くのか、それとも、納付書とか、それに対応するのか、そのところはどうか、本人にどう通知していくのか。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

先ほども少しお話をさせていただいたところですが、この施行期日が令和3年1月1日であると。手続につきましては、そういうふうになっております。

したがって、その令和2年の年末調整であるとか、あるいは、令和3年3月までの確定申告であるとか、あるいは、私どものところへお越しいただく際の市県民税の申告であるとか、そういった時期にそれぞれ手続をしていただくということになりますから、まずは年末調整に向けて何らかのPRが必要になってくるだろうというふうに思います。

それは、当然、各事業所さんに対して、年末調整が行われますので、こういう制度ができましたよというような形での通知も必要になろうかと思えますし、あるいは、広報等でこういったことについての周知が必要なのかなというふうに思っているところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、市では、いろんな作業の過程で、この人は対象者だということはわかるんじゃないですかね、わからないんですか。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

今現在は、どなたが対象になり得る方なのかというのが全くわかりません。

先ほど申し上げましたように、まず結婚をしていない方が実際に自分が子供を引き取られて育ててみえるというようなケースというので、結婚をしていないけれども、当然、同居する内縁関係の奥さんもいらっしゃるということを確認するためには、先ほど申し上げましたように児童扶養手当の支給を受けていることが大前提ということになりますから、児童扶養手当の支給を受けている児童を養ってみえるお父さんであったりとか、あるいはお母さんであったりとかという方はご自身である程度わかるはずですので、そういった方々にまず周知をして申請をしていただくということでございます。

ただ、このあたりにつきましては、行政内部でも十分に意思疎通を図っていく必要があるだろうなというふうには感じているところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、その家庭家庭で最終的には、うちの家庭は対象になりそうだという申告が

必要だということなので、今もおっしゃっていただきましたけれども、児童扶養手当を受けている家庭が、まずその中に、狭まる対象になるので、その中でどなたが対象かという話になるということなので、十分丁寧な周知、PRをお願いして、1人でも対象の手続が漏れることなくお願いしたいなと思います。意見です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

済みません、お願いします。

7ページのウの部分なんですけれども、自動車メーカーが不正した場合は、その自動車メーカーが不正額を支払うというふうになっているんですけれども、この環境性能割は自動車取得税と同じなので1回きりだと思うんですけれども、次のこの種別割というのは毎年かかってくるので、これに関しても毎年毎年その不正を行ったメーカーが支払うという理解でいいんですか。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

まず、もう一度6ページをごらんいただきたいというふうに思いますが、イにグリーン化特例というのがございます。これは、それぞれ環境性能に応じた形で軽減税率が設けられているものでございまして、この分につきましては、令和3年まで延長されるということでございます。今後、この部分についてメーカーが何らかの形で間違った不正処理をして、そして税が不足するというようなことになれば、そこの部分まで、今、地方税法で決まっている、あるいは、私どもの条例も同じでございますけれども、そこまでの部分は何らかの形で足りない分についてはメーカーさんのほうに請求をさせていただくというような形になるかと思えます。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

○ 豊田祥司副委員長

はい。

○ 荻須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

では、ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易評決とさせていただきます。

議案第5号四日市市税条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第5号 四日市市税条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで財政経営部所管の議題は終了しました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

休憩を、じゃ、35分までとさせていただきますでしょうか。休憩とさせていただきます。

14 : 22 休憩

15 : 17 再開

○ 荻須智之委員長

続いて、所管事務調査として、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会についてを議題といたします。

まず、シティプロモーション部長よりご挨拶をお願いします。

○ 渡辺シティプロモーション部長

シティプロモーション部でございます。よろしくお願いをいたします。私ども、今年度から総務常任委員会の所管ということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、ご案内がございましたが、正副委員長のお許しをいただきまして、今回所管事務調査、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会、これが5月に開催されましたので、その内容についてのご報告でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 小松観光交流課長

観光交流課長の小松でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

令和元年5月15日に開催されました第1回四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会についてのご報告をさせていただきます。

タブレット内の資料のほうですが、お手数ですが、トップ画面よりご説明をさせていた

だきたいと思います。03、6月定例会、04、総務常任委員会、005、シティプロモーション部（所管事務調査資料）、資料名につきましては、サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会についてになります。

よろしいでしょうか。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか、皆さん。

じゃ、お願いします。

○ 小松観光交流課長

では、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、実行委員会の議題及び内容をまとめた事項書となっておりまして、また、3ページ以降は、実行委員会当日の委員用配付資料のほうとなっております。

まず、2ページでございますように、当該実行委員会におけます議題につきましては、平成30年度事業報告及び収支決算報告、そして、令和元年度事業計画案及び令和元年度収支予算案となっております。

では、4ページをごらんください。

こちらは、令和元年度の四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会委員の名簿となっております。

5ページをお願いいたします。

こちらは、平成30年度の事業報告となっております。

まず、開催日程といたしましては、平成30年10月27日に前夜祭を、そして翌28日には大会本番を実施いたしまして、参加申し込み者数は677人、平成29年度と比べますと55人の減でございました。

平成29年度につきましては台風の影響により中止となったことから、平成30年度の参加者に影響があったのではないかと推測のほうをいたしております。

また、市外、県外からの参加申し込み者数は572名で全体の84.5%、全国北海道から沖縄まで津々浦々ジュニアの方々にご参加のほうをいただいた状況でございます。

参加資格につきましては、未就学児、3歳以上から小中高生、そして、日本自転車競技連盟通年登録者の4カテゴリー、全20クラスにて競技のほうを実施いたしました。

次に、6ページをごらんください。

平成30年度の主な取り組みにつきましては、アニメ「弱虫ペダル」とのコラボを行いました応援グッズの作成や写真スポットの設置、高校生ボランティアの採用や安全性能向上を図るためのコース周回方法の一部変更などを行いました。

8ページをごらんください。

実施後の課題につきましては、地域をより安全にご走行いただくための参加者マナーに対する啓発や迂回路の安全看板の設置がございました。

次に、9ページの収支決算書をごらんください。

決算におきましては、収入額2349万円に対しまして支出額2260万2000円で、前年度、平成29年度大会が中止となったことによりまして消耗品等準備物の追加購入の必要がなかったことなどから88万8000円が予算残となり、翌年度への繰り越しとなっております。

資料10ページをごらんください。

こちらからは、令和元年度の事業計画案となっております。

開催日程でございますが、10月27日を大会本番としまして、参加資格並びに競技カテゴリーにつきましては、平成30年度と同様、未就学児、小・中学生、JCF通年登録者の全4カテゴリー、クラスにつきましては、16クラスにて競技を実施いたします。

先ほど、平成30年度大会におきましては20クラスで実施と申しあげましたところですが、今年度につきましては小学生のカテゴリーを2学年ごとから3学年ごとに統合いたしまして、また、高校生の男女とも日本自転車競技連盟未登録者のカテゴリーを廃止するなど、事業の見直しを図ったところでございます。

次に、11ページから12ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、今年度の取り組みにつきましてでございます。

主な取り組みについてご説明をさせていただきますと、昨年度の反省を踏まえまして、参加者の走行マナー向上を図るため、皆さんに受け付けをしていただいた後にコース下見を行っていただいたり、迂回路など案内看板の内容や設置場所を見直したりするほか、このたび消費税のアップなどを見据えまして、カテゴリーのA、Bにおけます参加料金の見直しを初め、警備員増員による安全面の強化や、参加者をより獲得するための情報発信の強化を行っていきたいと考えてございます。

次に、13ページをごらんください。

こちらは、令和元年度の予算というところでございます。

安全対策や情報発信力の強化、あわせて、参加者へ郵送する書類の増加に伴う郵送料の増による影響がございまして、平成30年度予算より280万円ほど増の2649万6000円となっております。

14ページ以降の資料につきましては、開催要項の案となっております。

加えまして、実行委員会当日において委員の皆様からいただいたご意見につきましては、まず、先ほどご説明をさせていただきました参加料の増額について、他の自転車競技大会とのバランスはいかがなものかのご質問がございまして、こちらにつきましては、当大会の参加料につきましては今まで他の大会に比べて安価に設定されていたことから、今回の増額で他の大会と同水準となった旨ご説明のほうをさせていただきました。

また、安全対策面につきましては、交通規制のかからない大会、1から2週間前にコースを練習走行する方々に対してしっかりと啓発をしていくように努めてほしいとのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、参加申し込み者への書類の郵送時や、あるいは、ホームページ上などにおきまして十分に啓発のほうを行っていきたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。

○ 萩須智之委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

いかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

質疑もないようですので、本件については、この程度といたします。

理事者の方は、ご退室ください。ありがとうございました。

委員の皆様は、所管事務調査打ち合わせがございまして、そのままお待ちください。

休憩を10分間、あの時計で40分までさせていただきます。

15 : 30 休憩

15 : 39 再開

○ 荻須智之委員長

続きまして、豊田委員ご提案の所管事務調査、投票率についてを議題といたします。
内田総務部長よりご挨拶をいただきます。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

所管事務調査ということで、この議会でも一般質問で取り上げていただいておりますけれども、選挙の投票率についてということでご提案もいただきました。

今日は、大変恐縮なんですけれども、限られた時間の中で、ちょっと早川議員にもお示しさせていただいております資料を中心にお手元に資料を用意させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、資料説明をお願いします。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の上村です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料ですが、タブレット、03、6月定例会議会、04、総務常任委員会、010、総務部（所管事務調査資料）をごらんいただきたいと思います。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

資料のほう、3種類ございます。

まず、3ページをごらんください。

こちらは、過去の四日市市の選挙の投票率に関する情報の資料となっております。四日市市長選挙、そして、四日市市議会議員選挙のものになります。それぞれの選挙の執行日、当日有権者数、それから、投票者数、投票率等を記載しております。

また、備考欄には同日選挙の情報とか、あるいは補欠選挙というような情報を記載させていただいているものでございます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは、県の選挙——三重県知事選挙、三重県議会議員選挙——について、四日市市開票区についての情報をそれぞれ記載させていただいております。

5ページをごらんください。

こちらからは国政選挙になります。

衆議院の小選挙区選挙の結果となります。

6ページには、同じく衆議院議員選挙、比例代表選出議員選挙の結果を掲載させていただいております。

7ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは、参議院議員通常選挙のうち選挙区選出議員選挙と、それから、下のほうには比例代表選出議員選挙の結果のほうを記載させていただいております。

続きまして、9ページからでございますが、ちょっと向きのほうが横になって見にくくて大変申しわけございませんが、こちらは期日前投票の投票状況についての資料となっております。

期日前投票制度は平成15年12月から制度ができましたが、四日市市で行われた選挙で一番最初に行われましたのが、左のほうにもございますように平成16年7月の参議院議員通常選挙が初めて期日前投票所が行われた選挙となっております。

資料のほうは、中ほどに当日有権者数、投票者数、投票率とあわせて、期日前投票所での投票者数、それから、投票率等の情報を記載させていただいております。

また、資料右半分のほうですけれども、現在四日市市では期日前投票所を6カ所開設しておりますが、当初からその数をふやしてきた、開設した状況を記載したのが右半分の丸印となっております。

続いて、10ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは、当日投票所の課題について、現在選挙管理委員会のほうで把握しているものを簡単にまとめたものでございます。

それと、左のほうから投票区と投票所の施設名を掲載させていただいております。

そして、3月1日の選挙人名簿の登録者数とあわせて、今回の統一地方選挙での投票率を掲載させていただいております。

右半分につきましては、それぞれ投票所の周辺の状況、あるいは、駐車場の関係の状況、それから、施設の関係について、その他の情報として捉えているものを記載させていただいております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、説明は、お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

資料、ありがとうございました。

資料、大変不十分ですけれども、過去のデータと、10ページ、11ページは、ハード面の整備をいただきました。

ソフト面、なかなか難しいところもあると思うんですけど、ハード面は比較的対策がしやすいのではないかというふうにお聞きしますけど、この水色がついているのが基準オーバーの投票所なんですかね。有権者数、選挙人名簿登録者数が大変多い。今まで議会でも、分離新設の意見とかいろいろ出てきている。だから、どんどんふえているところもあると思うし、投票所をふやすべきだという考え方は、一定の効果を見込めるというかもっともな意見だと思うので、それについてどれだけ取り組む意識があるのか、ないのか。

それから、10ページ、11ページです。右半分は、少なくとも選挙管理委員会が把握している課題なので、既存投票所について、これは改善しなきゃだめじゃないですか、当然。改善の努力をね。それをしているのか、しようとしているのか、不可能なのか。不可能であれば、別のところを探すとか。それは、もちろん公共施設に限定していれば、なかなか難しいんですけども、さまざまなアイデアは議会にもあると思うんですよ。だから、そ

れをどれだけ整理して、可能性を高めて、可能性を求めていけるかということだと思っ
てんですけど、なかなか選挙管理委員会の努力の成果、結果が見えてこないというのは、もう
10年、20年の話ですわ。だから、この検討経過とか今後についてとか、全体的にハード面
についてまず教えていただきたいなというところですよ。

○ 萩須智之委員長

いかがでしょうか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

豊田委員のほうからは、これまでのハードに関して、選挙管理委員会のほうでどういっ
た取り組みを行ってきたかということでのご質問をいただきました。

選挙管理委員会としましては、先ほどの投票所の規模のお話もございましたが、緑色で
選挙人名簿のほうをマークをつけさせていただいたところですけども、6000人以上ある
大きな投票区につきましては、投票率等を比較してみますと、どちらかという傾向とし
て投票率が低いというような状況があるという認識をしております。それで、大規模投票
区につきましては、まず、投票所を分割するというところで検討はしているんですが、なか
なか投票区内に投票所としてふさわしい施設がないというような状況もありまして、それ
ぞれの投票環境を整えるというような形で対応してきていたところがございます。

ただ、最近では、平成29年の衆議院議員選挙のときですけども、その当時一番大きか
った常磐第一投票区なんですけども、当時9000人程度の選挙人名簿登録者数があったんでき
れども、そこを常磐第一と第四というような形で分割をしたという形で対応をしてまいり
ました。

今後も、引き続き大規模投票区につきましては、当然ふさわしい施設がないかというよ
うな形で検討していく必要があるかとは思いますが、なかなか見つからないというのが現
状でございますので、少しでも投票環境のほうを整えて有権者の方の利便性を高めていき
たいなというふうには考えております。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

今までの検討の一端を紹介していただいたと思っていますが。

投票率のところの数字、網掛けになっているのは、この数字は、多分、投票率の順位ですよね、違うんですか。それで、網掛けが順位が低いところと理解しますが、そういうことですよね。説明が不十分なので一生懸命考えましたが。だから、この右半分の話だけでも、これは誰の意見で、どういうことなのかよくわかりませんが、やはり本気でやっているのかなという思いが強くして、例えば、自治会の集会所とかも使っていますよね。そんなのも含めれば、幾らでもとは言いませんけど、もっと場所はあるんじゃないかなと思ったり、課題がわかっているのに何にもしていないというのは、余りにも無策だなと言うしかない。

どうなんですか。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

今現在、現時点でハード的に課題があるのは、今、見ていただいております資料になってございます。これは、選挙管理委員会も、いろんなご指摘を受けて、現地にも入って調査させてもらった中で、なかなか解消し切れん部分が今ここに記載されておるといふうにご理解していただければと思います。

じゃ、これを全くほかの方法で検討していないのかと言うたら、全て、全部やったか、やり切ったかということになるとさすがにその温度差はございますけれども、物理的に近くないとか、それから、もう一つは、投票所でのスムーズな投票に向けての改善は、できる限りソフト面で対応できたので、それはやってきたという経緯がございます。

ただ、ハード面は、例えば、駐車場が少ないといった面については、いろいろ周りのところにお借りできないかというふうなご相談もかけた中で、現時点ではなかなか解消しておらんという部分がこの記載のところですよ。

丸印がついておる借地対応というのは、いろいろ調整した中で何とかお借りすることができた部分でもありますし、そういったことで、ちょっと進捗については、その投票所それぞれで、投票区の中で温度差はございますけれども、全くどうしようもないので、もう何ともしやんでそのまま放置しておるといふことではなくて、そういったところもないか、

あるいは、別の方法はとれないかは検討してきておると、このようにご理解していただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

引き続き、把握されておる課題は解消に向けて対策を考えていただく必要があるのかなということと、あとは、本会議のやりとりでもあったように、投票に来られた方、有権者へのアンケート、意識調査というのも必要だと思うし、来なかった人への意識調査を可能な限りやってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

それは、投票率向上という全体的な話ね。ハードから離れました。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

有権者の方の意識というのを把握するというのは、投票率向上に向けた方策を見つけ出すということで非常に有効だというふうに考えております。

投票所へ来た方にアンケートをとるという形では、今回は、啓発方法についてどれほど認識していただけたかとか、それがどれほど投票へ行こうといたしますか、とりあえず認識していただくことができたかというようなことを把握するために、今回市議会議員選挙のときに行わせていただきました。

改めて投票率の向上に向けてどういったことが必要かというのは、またある程度調査方法を考えなければならないと思うんですけども、選挙に来なかった方に意見を聞くという方法が、確かに選挙人名簿での記録を探せばできるんですけども、それをどこまで活用できるかというのもあたりしますので、そこも含めて、あるいは、選挙に来なかった人に限定せずに、広く市民の方に、行ったか、行かなかったか、それはなぜかという形での聞き方で、ある程度その選挙に対する意向とか意見とかを聞く方法もあるのかなと思いますので、調査方法等を考えながら、そういったのを一層見つけていきたいなと思っております。

○ 豊田政典委員

じゃ、最後にしますが、特に、市長選挙、市議会議員選挙、県議会議員選挙を見て、直近の投票率が5割を切ってしまったと。それは、有権者の意識の問題であったり候補者の責任であったり、いろいろありますが、ここは対行政の時間なので、これはもう民主主義の根幹が揺らいでいると厳しく受けとめていただいて、ぜひ、選挙管理委員も議会からも送り込んでいますし、会議を開いて、対策会議というのをやって、アイデア出し合って、危機感を持って具体的に取組んでいただきたい。それをまた議会、総務常任委員会に報告していただきたいなと思いますので、要望をしておきます。

私は以上です。

○ 萩須智之委員長

樋口委員、よろしいですか。

○ 樋口博己委員

ちょっと一つ、どのような分析をしているか教えてほしいんですけども、10ページの各投票所で、常磐第四ですね、これ、一番新しく設置いただいた投票所で市営住宅の集会所を活用してもらっておるんですけど、これは、残念ながら投票率が一番最下位になっておるんですけども、ちょっとここの中の構造がどういうふうになっているのかとかかわらんのです。駐車場が、雨が降るとぬかるむってありますけど、これ、今回の4月の統一地方選挙は雨は降らなかったですし、これ、確か、前の衆議院議員選挙から西伊倉町集会所が投票所になったと思いますが、あのときは台風だったんでね、当然雨で大変だったと思いますけれども、この辺は、どのように分析してみえますかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

これ、選挙としては、前回の衆議院議員選挙で初めて開設して2回目ということで、こういう結果になったという状況で、ちょっと終わって、まだちょっと間もないということで細かい分析まではできていないんですけども、やはり新しい投票所ということで、地域の方への、すぐ近くの方には認識されている施設かもしれないですけども、若干町が違ったりすると、集会所ですので認識もちょっとほかのところと比べると少なかったのかもしれないので、そういったような形で、もう少し所在を周知するというのも必要になるのかなというふうにはちょっと感じておりますが。

ただ、ちょっと結果として一番低い投票率になったという、この状況については、今すぐにはわかには状況がどういったものかというのはわからないんですけども、ちょっと改めてこの辺も探っていけないといけないかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

これ、集会所の中の構造的な課題は大丈夫なんですかね。そんなに広くないところで、3359人の有権者ですけど。例えば、一番投票率が高い水沢なんて、体育館で2645人が有権者になっていますけど、そのスペースの狭さで投票者が利用しづらいとかそんなようなことはどうなんでしょうね。車椅子が、足が不自由な方が行きにくいとか。道から行くのに、ちょっと段差があるような気がしますけれども。その辺は、まだよく分析できていないという感じですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

投票所を開設するに当たりまして、そういった段差等は解消するというのがまず前提条件になっておりますので、西伊倉の集会所のほう、段差のほうは解消するというような形で一応対応は先にしております。

ただ、委員がおっしゃられたように、集会所の南側の道路からはちょっと段差もあるので、実際には、その北側の仮の駐車場のほうへとめていただいた後、市営住宅のほうからぐるっと回っていただくと段差なくスロープを通過して行けるということで、若干その辺遠回りになるというようなことはあるのかもしれませんが、ただ、一般の方が普通に使っていただく投票所としては、ある程度要件を満たすということで開設をさせていただいておりますので、にわかにはその条件が今回の投票率に影響を及ぼしたとは、ちょっと考えにくいかなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

スペースは。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

今の状況が課題があって、それが投票率に影響があったということではないというふう

に思っておりますが、あくまでも、その場所の認知度がちょっと低かったのかなというほうが、どちらかという大きいのではないかなというふうには感じておりますが、これは、あくまでも私的な見解ですので、もう少し細かく調べていかないといけないかなとは思っております。

○ 樋口博己委員

よく分析いただきたいなと思います。

せっかく開設いただいた投票所が認知度が低いというのは、恐らくそれは大きな理由の一つなんだろうなと僕も感じます。どの範囲で常磐小学校と分けたのかは、僕、ちょっとわかりませんが、その辺の新たな投票所を開設するに当たっての、そういう広報、PRというのは非常に大事なんだろうなと思います。

ちなみに、私の地元は羽津ですけど、羽津は、羽津小学校と羽津北小学校と二つあって、それにプラス、羽津中学校を設置していただきましたけど、これは、皆さん、羽津中学校というのは地元の方はみんなが知っていますので、そういう面では、恐らくそういう新しい投票所ができることの認知度という、PRは大丈夫だったんだと思いますけど、ちょっと市営住宅といえども通りからわからない奥に入ったところですし、まだまだハードとともにソフト的な地域ごとの、そういう課題整理をする中で、地域ごとのそういう取り組みも少し必要なのかなと思います。

余り地域限定でそこだけ一生懸命PRしてしまうとあれなんですけれども、いろんな公平性の問題もあるのかと思いますけれども、そこで投票所なんだという場所の認知度、そのPRは、ぜひともしっかり取り組んでいただきたいなと思います。これは意見で。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。もう答弁はよろしいですね。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 萩須智之委員長

竹野委員、お願いします。

○ 竹野兼主委員

この公共施設での投票率がこうやって出てきて、早川議員でしたっけ、期日前投票の地域別の部分のところも検討するべきやという質問がありました。

そんな中で、ちょっとあったかどうか、確かそんな話を聞いたことがあるんですけど、もう、ここにある問題点というのは、みんな駐車場が少ないというのは共通していますよね。そういう状況から考えたら、民間施設、前も言った、例えばイオンモール四日市北みたいところは駐車場は幾らでもあるし、買い物に来たついでにそういう投票ができるというような姿。自治体の中には、もうそういうところも使っているという話もないとは言えやんのかなと、確か記憶の中にあるんですけど。今回、参議院議員選挙の部分のところについては、なかなかそういう形には行かんけど、次、市長選挙というのは2年後にはある状況を考えれば、この公共施設のところだけという部分の、期日前投票というのも含めて、少し民間施設を利用するというのが必要なのではないかなと。もう、そういうところで、期日前投票の部分でいけば、どんどんどんどん制度的に、より投票しやすくしていった経緯があって、自分たちが聞いていても、期日前投票のところ、もう行ってきたでなみたいな話もされるような、そういう選挙期間のときにはそういう声も聞きます。そういう状況を考えると、誰もが行くところの場所という視点を持った中で、少しでも投票率を上げるのであれば、やはり、より投票しやすい環境の場所を行政側がしっかりと確保してあげるとい、そういう民間なんかのところ、問題になるのは、どんなところが問題になるのかなって改めて思うんやけど、そういうところの検討なんかは、されたことあるんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

これまで選挙管理委員会のほうで考えたのは、民間施設を利用するに当たっては、特に商業施設になるんですけども、選挙の期日がわからない選挙ですね。例えば、衆議院議員選挙、突然の解散とか、あるいは、今回の参議院議員選挙でも、期間が、恐らくこの夏にあるというのはわかっていたんですけども、日程案が幾つか、三つほどあったと思うんですけども、その日程が明らかに決まってくるのはつい最近になってきたからだと思うんですが、そうすると、あらかじめ最初から、ある程度長期間の民間施設の予約を入れ

なければならぬとかいうことも生じますし、突然の解散の場合ですと、もう既に予定が入っていたものを動いていただかなければならぬとか、そういうスペース的な確保の問題がまずは一つにあるのかなと思っています。

それから、期日前投票所の場合ですと、二重投票を防止するという意味で、ほかの投票所で投票した方の情報をすぐさま確認して、あるいは登録できるようなオンラインでの環境を整えなければならない、セキュリティーの整った環境を整えなければならないというものがありますので、それは、民間施設でどれだけきちんとしたものができるんだとか、そういったような課題があるのかなというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員

国政選挙の部分のところについては、ずっとこの資料を見ていても、50%を越えているような状況で、問題は、やはり地域の市長選にしても、市議会の議員の選挙にしても、三重県議会議員の選挙にしても、身近なところで日程的にはもう間違いなく統一地方選とかいう形がはっきりしているところやと思うので、そここの部分については当てはまらんとするんですわ。そういう意味合いで、やはりこれだけ投票率がどんどん悪くなっていく状況を考えると、民間施設というのは、もう避けては通れやんのやないかなって。1回、その部分ができたとすれば、投票率がどんなふうになるのか。それで全然まだ上がらんだよ、下がっていますという部分のところ、また違う部分があるかもしれんけど、やはりそれぐらいの柔軟な考え方でもって投票してもらおう環境を整えようとする姿が見えやんと、なかなかうんと言いつらいなというふうに思っています。

でも、大変なのはわかりますけど、そういうような視点も入れて。他の自治体のところでも、そういうところって確かゼロじゃないような気がしておるんやけど、その点について、例えば、そここのところのノウハウを聞きながら、設定するとかということもできるんではないかなと思うので、一度検討していただきたいなあって思っています。

以上です。もう答弁、要りません。

○ 土井数馬委員

委員長にお聞きしますが、これ、きょうの所管事務調査ですけど、これ、きょうで終わるんじゃないんですよね。どうなっておるんです。どういう進め方を、きょう、してもうておるのか、ちょっとようわからんのです。

○ 荻須智之委員長

これも含めて討議していただく。

○ 土井数馬委員

この日程でやるわけでしょう。違うの、これは。

○ 荻須智之委員長

それは、休会中の所管事務調査ということなのですが。

○ 土井数馬委員

きょう、朝、豊田委員から提案があった、熱いうちに打てとかいうような話やけど、きょう、結論を出すんやろうか、出さんのやろうか。出すのなら、こんな時間でどうなるやろう。

○ 荻須智之委員長

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

私は、この定例月議会で扱うべき事項があるかと言われたので、提案しました。

より深まる可能性があるのであれば、みんなで決めればええと思うんですよ、もう一回やろうとか。僕、そんな長くやる気はそんなになかったんですけど、個人的には。何度も回数を。

○ 土井数馬委員

ちょっとね、これ、急に入っていたもので、ちょっと僕、わからなかったんですけど、きょうで終結するんであればね、時間をとらなきゃいかんし。この問題をもっと深く掘り下げようと思うんであればね、その下の休会中の所管事務調査でも全然問題ないと思うんですよ。テーマにしてもね。その辺が、ちょっとはつきり進め方がわからなかったもので、ちょっと混乱しております。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

当初、行政視察等にも、この今回の委員会中に課題を見つけて、それに沿った形でテーマに合わせていくということで、それが全て連携していくというふうなお考えを豊田委員がお持ちやというふうに解釈しておるんですが、そういう点で、きょうで終わる必要があるのかないのかも、この会議の進み方にもよるんですが、どうされますか、皆さんにお諮りします。

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

冒頭でも、豊田委員のほうから、資料が、これではやはりちょっと少ないだろうということもありましたので、本当に投票率を上げようというふうなあれがあればね、やはり引き続き休会中の調査でも深めていく必要があるだろうし。視察の件があるのであればね、どこかでいい例があるのであれば、日程とってもいいんじゃないかと思うけど、そんな連携を考えておったの。

○ 豊田政典委員

前に言ったように、シティ・ミーティングにしろ、視察にしろ、年間1年なり2年なりの中長期のテーマを設定してというのは、各委員会、考えていると思うんです。そのテーマにこれをというわけで提案しているわけじゃないんです、僕はね。別に案を三つ持っていますので後ほど提案しますが、ただ、投票率向上について何人かしゃべりましたけれども、もう少し深めようという気があるのであれば、今後の日程の中でね、それがメインでなくてもいいと思うんですけど、時間を30分ずつでもとってやろうということになればやりましょうかということだと思いますけど。

○ 土井数馬委員

今の豊田さんの意見、賛成ですね。きょうで終わるというんだったら、もう、これ、一人一人意見出したいですわね、投票について。ちょっと時間も押してきますしね、難しいと思うんです。まだ、これ、あるもの、サイクルとかあるしね、いろいろ課題もあるので、

投票率、大事な問題です。副委員長も一般質問でやられておったしね、もう少し持論があるだろうと思いますのでね。もう一回時間を、それ全部じゃなくして、そんなふうに委員長にお願いをしたいなと思いますけど、皆さん、どうですか。

○ 竹野兼主委員

結構です。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか、皆さん。また改めてということ。

○ 竹野兼主委員

改めて必要であるのであれば、やればええ。

○ 萩須智之委員長

理事者にお尋ねします。資料は、これより詳しいものとか、また別の観点の資料とかというのは、準備していただけますでしょうか。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

投票率向上という意味では、いろんな資料を用意できると思うんですけども、ちょっと参議院議員の選挙までは、ちょっとそこへ新たにつくるという作業になかなか入りにくい状況があつて、もしお許しいただけるんなら、事前にこういう観点のものがあればというのを教えていただいた後に、次、ここの場で協議していただけるなら、選挙後にちょっとご配慮いただいて、ご準備させていただくという流れで進めていただけると非常に私どもとしても助かります。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

下の日程でね、1回目が7月29日になっていますから、もう選挙終わっていると思えますのでね、それまで、さっきから二、三の意見も出ておりましたので、民間でどこかにどうのこうのという話もありましたので、その辺も少し一遍研究してもらって、答えが出せるような形で資料としてつくってもらえればいいんじゃないかなと思います。そんなふうに進めていただきたいと思います。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

皆さん、よろしいですか。

じゃ、改めて所管事務調査の時間をとらせていただくということで、お願いします。

これは、済みません、休会中のこの所管事務調査の時間も含めてというふうに解釈してよろしいわけですね。

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

さっき、豊田委員も言っていますけれども、全部の時間、これで使うんじゃないしに、テーマがあって、その2ぐらいで、この間の投票率の続きどうやろうというふうな話で、委員長のほうから持っていただければいいのかなというふうに思いますけど。

○ 萩須智之委員長

了解しました。

じゃ、ほかに。

笹岡委員、どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

この選挙のほう、もう終わったんですか。

○ 荻須智之委員長

ちょっとお待ちくださいね。

○ 笹岡秀太郎委員

まだあるの。

○ 荻須智之委員長

これでちょっと閉じさせていただこうかと思うんですが。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

今、何か観点を集めるんですか。ちょっとようわからんです、流れとして。

○ 荻須智之委員長

今、もう案をお持ちの方は、伝えていただいたほうがいいと思います。

資料請求するのに、こんなのが欲しいという方。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

今さっき、民間施設というお話があって、今改めてちょっとネットで探しておったら、津市であるとか伊勢市、松阪市、鈴鹿市とか、ほとんどもう大きなショッピングセンターで期日前投票がされています。私も含めて、いろんな議員さんが、そういう提案はずっと何年かしてきていると思うんですけれども、余りその辺が何か進捗ないもので、その辺の考え方とか、今後どんなふうにと考えると、その辺の資料なり観点を持っておいてほしい。資料までは求めるかどうかわかりませんが。

○ 荻須智之委員長

データと、その自治体の考え。

○ 森川 慎委員

データというか、四日市市がどういうふうと考えておるか。

○ 荻須智之委員長

本市のですね。

○ 森川 慎委員

余り、これまで見ておっても具体的に検討しておるような痕跡が見られないので、その辺も含めて。資料で求めるかどうかわかりませんが、テーマというか観点の一つとして持っておいていただきたいと思います。

○ 荻須智之委員長

じゃ、副委員長、どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

年齢別の資料とか、以前は、四日市大学でやっていて、今、北部分署ができたのでそっちへ移っていますけれども、そのときはどうやったんかとか、その辺のところも詳しく見ていかないとあかんのかなとは思いますが、商業施設の話と、ちっちゃいところでは移動支援をしている自治体もあるとか、投票日に統一投票場所を設置して、どの区域からでもそこに行ったら投票できる投票日、今、1カ所決められていますけど、その辺のところも他のところでやっているので、その辺の資料もあわせていただければかなとは思いますが。

○ 荻須智之委員長

ちょっとお待ちください。

理事者の方、よろしいですか、今の内容で。

○ 内田総務部長

いろいろ全国の自治体の中で、今おっしゃられた話に取り組んでいる自治体もあるのはもう本当のところでございまして、まず、そういうところの状況をきちっと押さえさせていただく中で、本市としては、どういう道がとれるのかなとか、現実的に無理なところがあるのか、あるいは、こうやってすれば先に進めるのかという、そういう考え方の整理で、

ちょっと我々のほうでまとめられるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございました。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

済みません、もう一つ、障害のある方たちの投票の状況であるとか、それに付随するような市としての対応なりとか、その辺もちょっと具体的にお示しをいただきたい。病院内の投票とか、そういうのもいろいろしてもらっておって、何か点字の投票なんかもあるんですよね。何かその辺の実態もわかるような形と、今どんな対応をされているのかとか、その辺のこともわかるようなふうに提示いただきたいです。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

○ 内田総務部長

現在、四日市が取り扱っている今のお話について、まとめさせていただきます。

○ 豊田政典委員

参議院議員選挙に際して、四日市市選挙管理委員会や、あと、明るい選挙推進協議会やらが、どういった投票率向上の取り組みをしているか、そして、その総括的な検証というか効果検証のような。効果検証はないと思いますけど、つくってください。

○ 荻須智之委員長

投票率改善に向けた取り組みですね。

内田部長、どうぞ。

○ 内田総務部長

これまで本市が取り組んできた部分について整理させていただきます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかに、この件についてはよろしいでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

さまざま資料なりテーマが出ましたので、参議院議員選挙ももう予定が決まっていますので、参議院議員選挙も含めてしっかりと整理いただいて検証いただいた内容でお願いしたいと思いますので。ちょっとその時期は、委員長のもとで参議院議員選挙後ですけど、7月29日というのはちょっとえらいと思いますので。日程的には、委員長のほうで配慮いただけたらなと思います。

○ 萩須智之委員長

29日、30日は無理でも、8月9日、10日なら、どう。余り変わりませんよね。

じゃ、8月定例会月議会以降でということで、よろしいでしょうか。8月定例会月議会以降でお願いします。

あとは、よろしいですか、この選挙投票率については。

(なし)

○ 萩須智之委員長

そうしましたら、ここで一旦これは締めさせていただきますが、総務部長ご臨席ですので、このほかのことで何かありましたら。

○ 笹岡秀太郎委員

総務部は人権施策も所管しておりますので、ちょっと資料なり調査をしていただければということがございましたので発言をさせていただきます。

直近ですが、差別事象が四日市市内で起こった旨聞きました。今、これ、放送中ですから細部にわたることを申し上げると憶測を呼びますので、これは申し上げませんが、直近の差別事象について何か把握をしていらっしゃるか。あるいは、その事象が発生したとするならば、どういう対応を行政としてしたのか。そのあたりを早急に調べていただいて、この総務常任委員会のほうに報告をいただきたいと思っています。

以上です。

○ 萩須智之委員長

お願いできますでしょうか。

○ 内田総務部長

事象についての、その状況の把握と、それに対する今まで市がやってきた対応について資料にまとめさせていただきますが、報告の場は、また議会の皆様のほうで設定していただければと思っております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

一応、委員会の場ですので委員長に委ねていただいて、正副でご判断いただいたらいいかと思しますので、よろしくお願いします。

○ 萩須智之委員長

正副で預らせていただいて、よろしいですか。その機会。

では、承らせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、所管事務調査を終わらせていただきます。

理事者の方、ありがとうございました。

委員の皆さんはお残りいただいて、次の議会の政策サイクルの構築ですね。

じゃ、インターネット中継を終了させていただきます。

では、続きまして、議会の政策サイクルの構築について、進めさせていただきます。

昨年度の議会改革特別委員会で議論されておりましたが、今年度から常任委員会委員の

任期が2年になることを踏まえ、決算審査と予算審査を連動させるサイクルと、課題設定を行い共通のテーマで議論を深め、政策提言等を目指すサイクルの二つのサイクルの構築を目指す方針が打ち出されています。このうち、二つ目の課題設定を行い共通テーマで議論を深め、政策提言等を目指すサイクルについては、各委員会で取り扱っていく課題を設定し、その課題について、2年間で議論と所管事務調査、視察などを行うとともに、市民に対しても、議会報告会等で議論の進捗状況を説明しながら政策提言案をとりまとめ、2年後に政策討論会を開催し、提言として決定をしていくという内容です。

このサイクルに沿って委員会運営を行う場合ですが、当委員会における課題設定について、本定例月議会中、または、7月、8月の休会中までに決定する必要があります。つきましては、課題設定について、ご提案はありませんでしょうか。案がありましたら、ご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

三つ考えてきましたので提案させていただきます。

事務局にお渡ししたので、それでよければ配付いただけるとありがたいです。

まず、3案、ちょっとざっと殴り書き程度なんですけれども、提案書をまとめてみました。

一つ目は、人事政策。書いてあるとおりですが、人事計画、中長期の人事計画もないし、働き方改革ということも始まっていますので、職員人事全般について調査研究したらどうか。

想定研究事項というのは、私の頭の中で思いついたやつを整理しただけだと思ってください。これにつけ加えたり削ったり、それはもう委員会で決めていただきたいなということですが、人事計画、AI、定数について、それから、採用、人事考課のあり方、労務管理。参考事例というのは、こんなところも研究するのも一つかなというところで、視察にも結びつく可能性があるというくくりです。これは人事政策についての提案。

二つ目、人口問題・シティプロモーションというタイトルにしてみました。シティプロモーションだけだと、なかなか深まりがなさそうなので、これまで議会でも議論されているように、人口増というのは大きな今後の課題であると。については、シティプロモーション事業というのもそれに関連してくるので、あわせて研究テーマにできないか。

想定研究事項としては、政府が出している2040年に28万人とか26万人とかいうやつの中

身の調査。それから、人口がふえたり減ったりすると行政サービスにどれだけ影響があるんだろうというのを少し研究できないか。それから、これは私、前から言っていますが、四日市市の転入者、転出者、なぜ転入してくるのか、なぜ出ていったのか、そういう理由を調査できないのか。既存事業、人口増及びシティプロモーションに関する既存事業を改めて整理・効果検証してみてもどうか。

交流人口については、一番狙いの最終目的は、私は定住人口の増だと思っていますので、果たして交流人口に、それだけの相関性や効果があるのか。その前に、そもそも交流人口をどうやって数えているのか。ちょっと怪しいなど。

それから、四日市市のイメージ調査。イメージによって定住したり交流したりすると思うので、なかなか客観的な基礎データがとれていないという気がしますから、何らかの形で、場合によっては、この委員会で独自調査できないものかみたいなことも考えてみたりしました。

参考事例は、ほかの自治体です。

三つ目は、予算案策定。

いろいろ書いていますが、予算案策定の流れ。想定研究事項のところをしゃべっていきますけど、策定の流れを改めて押さえつつ、議会の関与というか、市民の意見をどうやって反映できるだろうかということ。それから、策定会議、これは執行部側の話ですけど、執行部側の会議の公開がどこまでできるんだろうか。なるべく市民に公開すべきじゃないかというようなこと。それから、これは対議会であったり市民に対して、予算案であったり、可決された予算についての広報、予算案の提示の仕方、ここも工夫の余地があるのではないですかというようなこと。

参考事例では、他自治体や民間企業予算案のつくり方、こんなことが研究できないか。

三つ提案しました。最初に言ったとおり、つけ加えたり削ったりしてもらうのは、もう自由にやっていただく中で、一つできないかなということで、この中でね。

○ 萩須智之委員長

このうちの一つをという感じですか。

○ 豊田政典委員

1年でも1年半でも2年でも結構ですが、一緒にやりませんかという提案です。

○ 萩須智之委員長

ご意見ある方。

竹野委員、どうぞ。

○ 竹野兼主委員

3案説明をもらったんですけど、もう議会側の性格から考えると、2の人口問題とシティプロモーションという部分のところで、1年から1年半をかけてやっていくのが議会としては一番ベストではないかと。特に、3のところの予算案の策定は、決算常任委員会のほうからの方向性で、次の予算を考えるというサイクルの部分もあるので、今回予算・決算の常任委員会が連携していろんなことをやってもらっているということを含めると、2の人口問題とシティプロモーションを、ぜひ自分としては進めていけたらなと思っております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見は。

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

三つともね、おもしろい提案していただいたと思っております。どれも取り組んでいきたい問題ではありますけれども、今、竹野委員もおっしゃっていましたように、僕もシティプロモーションにちょっとこだわっているというか、どうもはっきり方向性もわからないし、人口の増加というか都市の戦略と前も何かおっしゃってみえたから、まず、人口問題とシティプロモーションに取り組んでみたらどうかと、これは私の考えでございます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

私は、1番か2番かどちらか多いほうで、皆さんが賛同得られるほうでええかなと思います。両方とも関心、興味があるところでもありますので、皆さんの決定に従います。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

ちょっと森川委員も1番という話もあったんですけど、私は、1番が今後の人口減少社会の中でどう自治体が立ち向かうのかというところで、人事政策は重要じゃないかなと思っております。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

あとは、いかがでしょうか。

笹岡委員。

○ 笹岡秀太郎委員

一任で。

○ 萩須智之委員長

一任。ありがとうございます。

これは、きょう決めたほうがよろしいですね。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

自分で提案して何なんですけど、市民に、シティ・ミーティングをやったり意見聞いた

りする機会もあると思うんですけど、1は、そんなちょっと関心、意見聞きにくいかなという気もするんです、本当は。シティ・ミーティングでね。職員人事についてとか人事考課とか。そういう意味では、2番のほうが、人口増であったりシティプロモーション、あるいは、四日市市の魅力をどう発信するかとか、住みたい住みたくない、これからどうするんだというようなこととか。特に高校生の意見なんか聞いてみたいなという気がするので、取り組みやすいのは、市民と一緒に研究するとすれば、2番のほうがしやすいかなって、自分で提案しながら済みません、そんな見方もあるんじゃないかと思いました。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

私も、この定住人口とかいう前に、四日市市の出生率を2にするというのが一番全国で注目を浴びるんじゃないかなというのを思っているんです。仕事があれば人は必ず移ってきます。四日市市はそれで大きくなってきましたので。あと、環境をよくしてということで、名古屋のベッドタウンとして北東部はふえていますので、その傾向はあるということで、私も2には非常に興味がございます。ですので、今、豊田委員が言われたように、高校生議会とかそういうリンクも考えると、2はいいかなという気持ちではおります。

副委員長、どうですか。どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

僕も、1か2かなというところと、AIの可能性というところが1のほうには含まれているので、そっちも興味あるなと思いながら、2番でもいいと思っています。

○ 萩須智之委員長

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

人口のことで結構だと思うんですけども、人口は減少していきますので、どう立ち向かうかというところでは、行政のAIも関係するかと思いますので、2を中心に、そういった観点も議論いただければなと思っています。

○ 荻須智之委員長

わかりました。2の中に、人口減少で行政がどういう影響を受けるかということも絡めてということですかね。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

もうほぼ2というご意見ですけど、森川委員、よろしいですか。

じゃ、この2番目のテーマで、この2年間、人口問題シティプロモーション、これを主に据えてリンクさせていくということで、ご了解をいただいたということで、よろしくお願ひします。

そうしましたら、これが終わって。

続きまして、休会中の所管事務調査でございます。

日程調整なんですけど、休会中の所管事務調査。議会報告会での市民意見のフィードバックについて確認する関係上、休会中に委員会の日程を確保する必要があります。日程案を示させていただきます。

事項書にあります日程案で、7月29日の午前10時か、もしくは午後1時半。それから、翌日7月30日、火曜日の午後1時半。理事者は、この日は、総務部は、ご都合が悪いそうです。令和元年8月9日、金曜日の午前10時。この三つを上げさせていただいております。この中から1日、または、2日ほど確保したいのですが、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員

月曜日の午前というのは会派会議を基本に考えているので、午後からでお願いできたらなと思います。

○ 荻須智之委員長

月曜日の午前は会派会議の会派が多いということで、月曜日の場合、1時半がいいのか

な。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

教育民生常任委員会の行政視察が入りましたか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

じゃ、月曜日は午後にしますか。1時半ということで。

それと、火曜日も1時半。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

いえいえ。もう一回、できる日を確認しておるだけでして。連日でやるとは思っていませんけれども。

それから、8月9日の午前10時で、これで、じゃ、順番に、29日、月曜日の1時半、ご都合の悪い方。

よろしいですか、全員丸ですね。

翌日、火曜日の午後1時半はいかがでしょうか。

よろしいですか。

8月9日、金曜日、午前10時。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

樋口委員がご都合悪いと。

そうしましたら、早いほうから、月曜日の午後に日程をとらせていただいて、どうしま

しょうね。全員そろわなあかんで、それで終わらなければ翌日。2日。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

この書いていただいた我々の事項書には、1日程または2日程となっておるもので、1日で十分足りるんであればそれでよしなんですが。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

その第2候補として、2日目ってなった場合は、30日の午後もあけておいていただけるとありがたいということですか。2日程。

笠井さん、どうぞ。

○ 笠井議会事務局主事

済みません、通常なんですけれども、例えば議会報告会の市民意見のフィードバックがありますので、1日は確実に押さえていただいて、例えば所管事務調査の項目が1日で終わり切らずに、例えば資料請求等がありまして、ちょっと間をあけてから2回目の日程をとっていただくとか、あるいは、所管事務調査のテーマを二つ選んでいただいて、例えば1日目を7月でやって、2項目めを8月でやるとかというような形で、連日でやるということは基本的には余りこれまではなかったかなとは思っています。

同じテーマで行くのであれば、資料請求等があったら、ちょっとすぐには対応できないと思いますので、離していただいたほうがいいのかと思います。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

はい。そうしたら、もう、この7月29日、月曜日1時半か、火曜日の1時半か、どちらかで1日程とらせていただくということです。どちらがよろしいですか。総務部が、理事

者がだめ。であれば、もう月曜日がいいですね。

じゃ、7月29日、月曜日の午後1時半からとさせていただきます。

[次回日程は7月29日と決定する。]

○ 萩須智之委員長

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

これ、例えば、1時半からですけど、通常2時間程度とりますけど、少し長めに、もしあれだったら、取っておいていただきますかね。

○ 萩須智之委員長

できるだけ、この日に、もう、ある程度、まとめてしまうということ。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。4時半、これぐらいの時間までとか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

8月9日は、樋口委員、ご都合、悪いそうなので。

○ 竹野兼主委員

だから、これ、1回で済むように、時間を延長してやりたいんやろう。

○ 樋口博己委員

1回で済むと思うていませんに。

○ 竹野兼主委員

1回というのは、その1回の中身を濃く。

○ 豊田祥司副委員長

切りがいいところまでという。

○ 萩須智之委員長

闊達なご意見をいただきたく、よろしくお願いします。

それから、調査項目としては、もう先ほどのナンバー2ということで進めさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

政策サイクルの課題設定を行っている場合は、その点も踏まえて、調査項目を提案していただきたいですね。

この2番のテーマに沿ってということになります。

蛇足ですが、前年度の総務常任委員会では、四日市港管理組合負担金の負担割合に関して、委員会で負担割合の変更に関する議論を行って行くに当たり、将来計画や財政状況など、具体的な判断材料を示すことを政策推進部に対して求めていますということで、実のあることもやっていたという事ですね。

今回は、もうこれは関係ないですけど、例として書いてありますので。

それでよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

この2番で上げていただいている趣旨で、想定研究事項という具体的な7行ある中で、理事者とも1回お話しさせてもらったほうがいいですね。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

一緒に入っていて準備させていただくようにしますので、正副で預からせていただきます。

続きまして、行政視察につきまして、テーマが決まってまいりましたので、今回の審査や次回の所管事務調査のテーマを踏まえて、この2番、行き先や視察テーマについて現段階で具体的に提案があるという方は、いかがでしょうか。

豊田委員、何か特別な市町とか事例というのは、お考えにありますか。

○ 豊田政典委員

ありません。

○ 荻須智之委員長

であれば、これに沿って、まず、可能な日程は非常に限られていますので、ちょっと事務局、お願いしていいですか。案の案ぐらいのやつ。

○ 笠井議会事務局主事

事務局でございます。

まず、例えば行政視察の日程なんですけれども、監査委員さん、森川委員さん、結構監査が公務が入られているというところもありまして、もし例えば仮に10月でとろうと思うと、2泊3日の行程でとろうと思うと、10月の、例えば7日、8日、9日。もう、8月定例会月議会が終わった直後というところで2泊3日でとることが可能です。

あとは、ちょっと年明けになるんですけど、1月の28日、29日、30日というところで、2泊3日でとるという行程が可能となるかなと思います。

あとのところにつきましては、例えば、日帰りであったりとか、1泊2日であったりとかというところを単発で入れていくような形で、都度都度予定を押さえていくような形になるかなと思います。

まだまだ日程がとれるのは、とりえず今、この2案ぐらいというところでございます。

○ 荻須智之委員長

もう一回、日程をちょっと説明してもらえますか。可能な。

○ 笠井議会事務局主事

まとまった日程でとれるところが、10月の7日、8日、9日か1月の28日、29日、30日ですね、済みません。

○ 荻須智之委員長

1月の28日、29日、30日ですね。10月の7日、8日、9日か。

1泊2日か、もしくは日帰りというのもありなんですけど。回数をふやしてということ
で。

○ 森川 慎委員

日程ありきではないということは確認されているはずなので、やはりこの所管事務調査、これを1回やってみて、どういうことが必要かなということも考えていく後なのかなという感じがします。必ずしも2泊3日である必要はないし。

○ 荻須智之委員長

そうしましたら、このテーマに合った視察先で、もう相手方の都合もありますので、それで。

○ 豊田祥司副委員長

今の話は、一遍所管事務調査してからでもいいのと違うかという話で、ここで2泊3日
で入れる必要があるのかという。

○ 荻須智之委員長

ただ、今、2泊3日で、この二つのパターンは可能なんですわ。これで、受け入れ先があるかないかというのは、今、即答できませんので、ここで、もし二つともだめだったら、1泊2日プラス1日日帰りとかというのを組み立てさせていただこうかとは思っておるん

ですけれども。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

森川委員の言われるのもよくわかるし、必要が生じたときに行きたいところが出てきたら行けばいい。だけれども、日程が既にもうタイトなので、仮押さえしておいて、なるべくあけておいてくださいということの意味合いで、この2案からみんな上げればいいと思うんです。必要なけりゃやめりゃいいので。

行き先は、委員長、7月の1回目にやって、もう一回やって、そこでおのずと決まってくるものだと思うんですよ。

○ 萩須智之委員長

内容がですね。

○ 豊田政典委員

今から探す必要なくて、探すのはおかしいから。調査を進めていって必要な場所、必要な事項が出てくると思うんです。だから、仮押えをしておくのは、日程上、仕方ないんじゃないかなと思います。

あと、僕が個人的に思っているのは、テレビ会議、これをぜひ使えば、行く必要もないなと思っていますので、それもあわせて検討ください。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

どうなんでしょう、無理がないのは10月なんですか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

寒いのが問題なければ、1月28日から30日ということ。

○ 土井数馬委員

もう、みんな、あけておいてもらわんとあかんと、仮押さえの日程は。これから、今から入れたらあかんということですね。

○ 竹野兼主委員

だから、10月の7日、8日、9日は、とても日程的に、僕は参加できない。

○ 萩須智之委員長

そういうことですね。

1月の28日から30日は、よろしいでしょうか、皆さん。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

勝手に入れやんといてくださいね。

それぐらいは決めておいていただかんと、もう動きようがないものですから。申しわけありませんが、じゃ、来年、令和2年の1月の28日から30日までの2泊3日で、内容はこれからということですが、押えさせていただきますということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

続きまして、6月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについて、役割分担ですが、通常、報告を担当を分けたりはしてはありましたんですが、今回、私が報告をさせていただいて、司会を副委員長にという案を持っておるんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

そうしましたら、テーマについては、6月定例会議会の中で改めて議論して決定することを確認させていただいたわけなんですけど、テーマについていかがでしょうか。

もうきょう、決めておかないかんよね。

○ 竹野兼主委員

豊田委員の言われる部分の、市民の意見を聞くというようなことでは、中長期のテーマとリンクするという中身の部分を提案してもらえばいいのかなと。

○ 萩須智之委員長

そうしましたら、人口問題とシティプロモーションという観点で進めさせていただきますが、これでよろしいですかね。シティプロモーションというのは、何遍か今まで上がっておったんやったっけな。人口問題というのは、ないね。

○ 豊田祥司副委員長

所管が違うので、ここでは上がっていない。

○ 萩須智之委員長

そうやね。以前は、産業生活常任委員会でしたからね、シティプロモーションは。

○ 竹野兼主委員

セットにせずに、例えば、人口問題という。これから日本の人口減っていくしみたいなので、大きなテーマでええのと違うの。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

ちょっと参加者の皆さんには、少し具体的な資料か何かの提供していただいね。

○ 萩須智之委員長

シティプロモーション部がこちらの所管になったからというのはインパクトがあるんですが、産業生活常任委員会でもやっておるのかな。

それと、今、ちょっと笠井さんに見ていただいている間に、対面形式かグループディスカッションかというのも決めておくべきことなんですが、一般的な対面形式でよろしいですか。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

過去に教育民生常任委員会と産業生活常任委員会でグループ討議があったんですけど、非常に意見出やすいし、市民、参加者もにこにこしながら帰っていくので、そっちのほうに有意義かなと僕は思っていますけど。

○ 土井数馬委員

僕もそのほうがいいかなと思います。対面形式ですと、どうしても要望みたいなのが出てきやすいのでね。だから、グループみたいなのでやっていただければいいかなと思います。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。ご異議ないようでしたら、グループでのディスカッションで。

幾つか、二つ、三つ。

○ 竹野兼主委員

そのときの人数に、参加の人数によりますよね。

○ 萩須智之委員長

はい。それと、これ、書記が大変なんですわ。書記は、2期生で頑張るということで勘弁していただけますでしょうか。

じゃ、3グループになった場合に、森川さん、副委員長、私でという。

○ 豊田祥司副委員長

参加者、何人で割るかということですね。8人で割るとか、10人で割るとか。

○ 萩須智之委員長

余り多くならんほうがいいですよ。5人掛ける3やと15人とか、そんな感じになるで、当日の参加者の具合でということですけどね。

では、グループ形式ということだけは押さえさせていただきます。

今、ちょっと調べに行っていたらいるみたいなんですけど。

(発言する者あり)

○ 笠井議会事務局主事

済みません、確認させていただきました。

産業生活常任委員会になるんですけれども、特に、去年1年間でシティプロモーションについてというようなテーマではやっていないです。

○ 萩須智之委員長

どうしましょう。シティプロモーション、人口問題。シティプロモーションに含まれると言えば含まれるんですけど。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

議論の俎上、土台をつくるという意味で、今のこの四日市のシティプロモーション部にいろいろやってもろうておるけど、そういったところ、率直に皆さんがどんなふう感じておるとか、どんなふうにするべきやと思うておるとか、何かその辺の調査も含めたテーマ設定でどうでしょう。

○ 萩須智之委員長

じゃ、もう、テーマをシティプロモーションについてとだけしておきますか、大きいくりで。

それでよろしいですか。シティプロモーションについて。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

それでええかなと思いつつ、市民が見て、1回しゃべりに行こうかいなみたいな思えるような表現、サブタイトル、もう正副で市民が大勢来ていただけたらいい表現を工夫していただきたいなと思いました。

○ 萩須智之委員長

人使い荒いな。協力してくださいね。承知しました。

もう、話しとつても終わりませんので、サブタイトルを考えて、とつぎのいいキャッチーなコピーを入れろというご意見ですので、ダブル豊田に頑張ってください決めて。一応、正副案として出させていただきますようにします。

○ 竹野兼主委員

正副案というより、正副一任でしょう。

○ 萩須智之委員長

済みません、一任で受けさせていただきます。ありがとうございます。

そうしましたら、これで、あと、8月定例月議会、議会報告会、シティ・ミーティングにつきまして、期日が10月10日、木曜日の18時30分から20時45分。

会場ですね、今回の総務常任委員会は南部ブロック東となっていますが、中部か常磐か日永、塩浜、楠、河原田ですが、予約ができているのが楠だけですか。河原田と楠。

河原田と楠しかセンターが予約できなかったそうなんです。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

今、押さえているところということね。

仮予約してあるそうです。

ほかは、会場が押さえられない可能性があるということなんです。

○ 竹野兼主委員

楠は総務常任委員会、結構やっておるで。やっていないところってどこかないの。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

河原田は、地区市民センターです。

河原田でよろしいですか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

じゃ、会場は河原田で。

○ 森川 慎委員

河原田の市民センターですね。

○ 萩須智之委員長

市民センターです、小学校じゃないです。

これ、毎回シティプロモーションということに。これは、変わってよろしいですか。

○ 樋口博己委員

それは、所管事務調査やる中で決めてもらったら。

○ 萩須智之委員長

これも、きょう、決めないということでもいいですね。

それでは、本日の議事は全て終了しました。本当にご協力に感謝いたします。

ふなれな進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

16 : 56 閉議